

食物アレルギー対応の手引 2025

食物アレルギーを正しく理解し、適切に対応するために

令和7年3月

仙台市教育委員会

目 次

はじめに

○ 食物アレルギーを有する児童生徒の状況について	1
○ 仙台市「食物アレルギー対応の手引」について	2

第1章 食物アレルギーについて

1 定義	5
2 食物アレルギーの病型	6
3 食物アレルギーの原因食物	7
4 食物アレルギーの症状	8
5 食物アレルギーの診断	9
6 食物アレルギーの管理・治療	12
7 食物アレルギーの自然経過	14
8 アレルギー物質を含む食品表示	15
9 参考	17

第2章 食物アレルギーの対応について

1 食物アレルギーの情報把握と対応決定までの流れ	19
2 個別面談の主な項目例	20
3 食物アレルギー対応の進め方と関係書類	
(1) 単独調理校	
① 小学校の対応	21
② 中学校の対応	23
(2) 給食センター対象校	
① 小学校の対応	25
② 中学校の対応	28
4 学校給食での対応	31
5 保護者との連携	33
6 保護者への支援の留意点	34
7 学習活動での対応	35
8 食物アレルギー対応における教職員等の役割	37

第3章 学校給食の対応について

1 給食の誤配・誤食の防止	39
(1) 保護者のチェック	41
(2) 学校・単独調理校給食室・給食センターのチェック	
① 単独調理校の例	43
② 給食センター対象校の例	45
(3) 教室（担任）のチェック	49
(4) 教室（本人）のチェック	51
(5) 教室（友達）のチェック	53
2 学級担任による給食時間の指導例	55

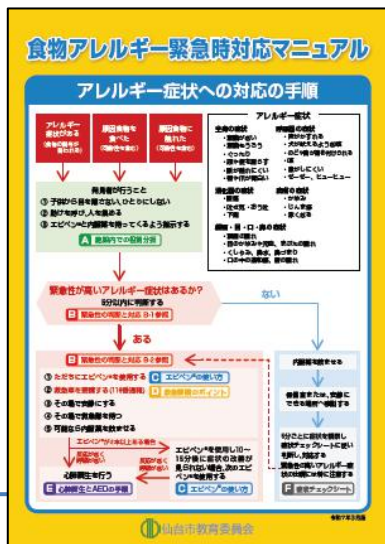
第4章 災害時の対応について

1 食物アレルギーを有する児童生徒への災害時の対応	57
○ 『災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット』	58

日本小児アレルギー学会 平成29年11月改訂

資料

- 『食物アレルギー緊急時対応マニュアル』
- Q&A集
- 事故事例集



『食物アレルギー緊急時対応マニュアル』

本冊子にある『食物アレルギー緊急時対応マニュアル』は、緊急性の判断と対応の手順、エピペン®の使い方、症状をチェックするシート等を掲載した資料となっています。

緊急時の対応について、常日頃から確認できるように本手引と併せて御活用ください。

食物アレルギー症状への対応の手順

食物アレルギー症状への対応の手順を掲載しています。

症状が現れた場合、慌てずに矢印にそって対応の仕方が確認できるようになっています。

エピペン®の使い方

エピペン®の使い方を掲載しています。

図にそって対応の手順が確認できるようになっています。

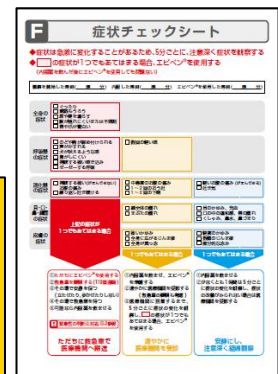
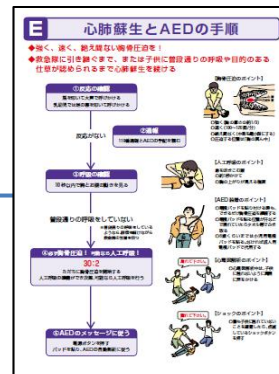
救急要請のポイントも掲載しています。

症状チェックシート

症状のチェックシートを掲載しています。

当てはまる症状を1つ1つよく観察しながら、児童生徒の今の症状を確認し、次の対応を準備することができるようになっています。

『食物アレルギー緊急時対応マニュアル』はC4th書庫・仙台市教育委員会ホームページからダウンロード可能です。

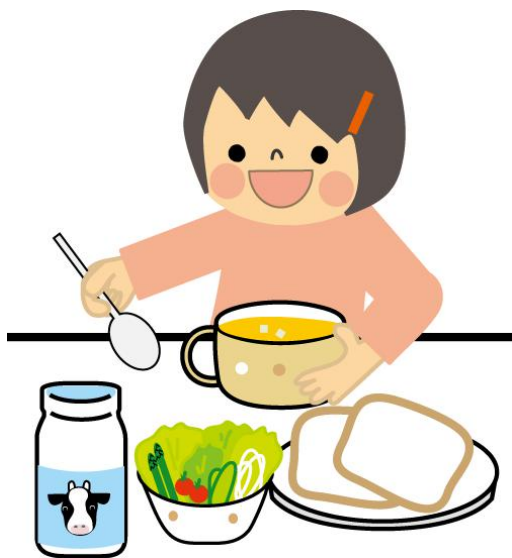


はじめに

食物アレルギーを有する児童生徒数は、年々増加傾向にあります。

仙台市では、「仙台市学校給食食物アレルギー対応検討委員会」を設置し、平成17年4月に「食物アレルギー対応の手引」を作成しました。

食物アレルギーを有する児童生徒が学校生活を円滑に送り、給食時間を楽しく過ごすことができるよう、本手引を基に、学校での食物アレルギー対応を推進しています。



食物アレルギーを有する児童生徒の状況について

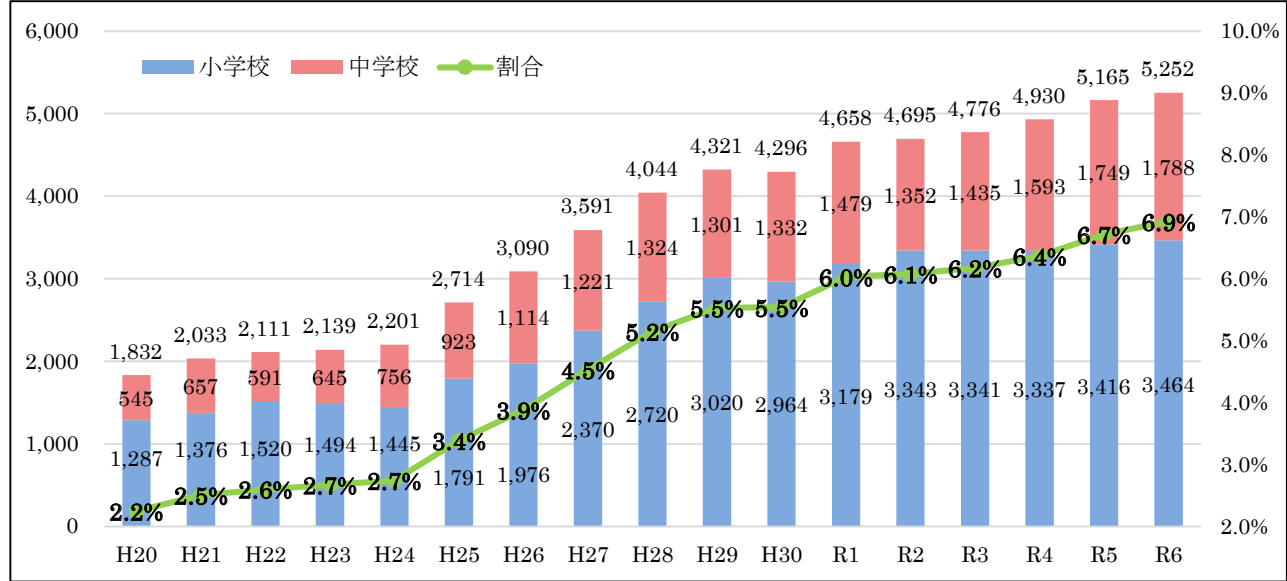
1 食物アレルギーを有する児童生徒数の推移

食物アレルギーは、症状によっては生命の危険にもつながるおそれがある疾患です。全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、食物アレルギーを有する児童生徒について個別に状況を把握し、適切に対応することが必要です。

仙台市では、毎年5月に、学校給食を提供している市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に食物アレルギーの実態調査を実施しています。

小・中学校の食物アレルギーを有する児童生徒数は年々増加傾向にあり、令和6年5月の調査において、5,252名の児童生徒（約6.9%）が食物アレルギーを有していることが分かっています。

食物アレルギーを有する児童生徒数と割合の推移



※各年5月1日現在（令和2年度の食物アレルギーを有する児童生徒数のみ6月1日現在）

2 学校給食における食物アレルギーを有する児童生徒への対応状況

現在、全ての単独調理校と学校給食センター対象校において、食物アレルギー対応食として除去食や代替食の提供が可能となっています。

また、食物アレルギー等により、牛乳を飲むことができない児童生徒に対して、その代替となる飲料を提供する事業も行っています。

学校給食におけるアレルギー対応等の状況

(単位：人)

	学校給食において、何らかの配慮や対応が必要な児童生徒数	本市が実施したアレルギー対応状況 (本人除去、自宅からの持参等を除く)			学校給食において、何らかの配慮や対応が不要な児童生徒数	弁当持参	その他
		除去食提供	代替食提供	牛乳停止			
小学校	1,713	796	632	355	1,751	18	1,733
中学校	537	76	87	181	1,251	15	1,236
合計	2,250	872	719	536	3,002	33	2,969

※令和6年5月1日現在
※本市が実施したアレルギー対応状況の児童生徒数は延べ人数

仙台市「食物アレルギー対応の手引」について

1 「仙台市学校給食食物アレルギー対応検討委員会」提言

仙台市では、学校での食物アレルギーへの対応を進めるために、平成 15 年に「仙台市学校給食食物アレルギー対応検討委員会」※を設置し、食物アレルギーを有する児童生徒への対応や課題について検討しました。当委員会から、平成 16 年 3 月に、当面、特に重要と思われる事項について、以下の 7 つの提言が提出されました。

- 提言 1 学校における食物アレルギーの情報の把握について
- 提言 2 学校における食物アレルギーの情報管理について
- 提言 3 学校における食物アレルギーの理解と対処について
- 提言 4 学校におけるアナフィラキシー等への対応について
- 提言 5 学校における食物アレルギーを有する児童生徒への対応について
- 提言 6 リスクマネジメントの徹底について
- 提言 7 学校給食での食物アレルギーへの対応について

※委員会構成員：医師，大学，仙台市 P T A 協議会，校長，養護教諭，学校栄養職員

2 仙台市「食物アレルギー対応の手引」

本手引は、提言を踏まえ、学校での食物アレルギーへの対応の充実を図ることを目的に、実態の把握の方法からその管理、除去食等の対応、命に関わるアナフィラキシーショックに関すること等について、食物アレルギーを有する児童生徒への対応をまとめたものです。

食物アレルギーを有する児童生徒が学校生活を円滑に送り、給食時間を楽しく過ごすことができるよう、学校の対応の指針として作成しました（平成 17 年 4 月発行）。

3 改訂の経過

（１）第一次改訂（平成 20 年 3 月）

- 最新情報を掲載
初版のデータを最新のものにするとともに、食品表示基準の改正等を踏まえ、特定原材料等の記載を更新しました。
- 対応実践事例の追加
単独調理校におけるアレルギー対応食調理の実践事例を数多く盛り込みました。
- 様式の変更
アレルギー専門医からの助言を基に、「診断書・食事指示書」の様式の見直しを行いました。

（２）第二次改訂（平成 26 年 10 月）「食物アレルギー対応の手引 2014」

- 最新情報を掲載
文部科学省通知「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」（平成 26 年 3 月）を受け、アレルギー専門医の監修の下、最新の情報を掲載しました。
また、食品表示基準の改正等を踏まえ、特定原材料等の記載を更新しました。
- 取組事例の紹介
単独調理校における給食室内や教室での食物アレルギー指導、誤配食の防止への取組事例や学校給食センターの取組事例を紹介しました。
- 災害時の対応の追加
消防や指定避難所の関係機関とも連携し、災害時に起こりうる問題点を事前に把握し、対応の準備を行っておくことができるよう、新たに「災害時の対応について」の章を設けました。

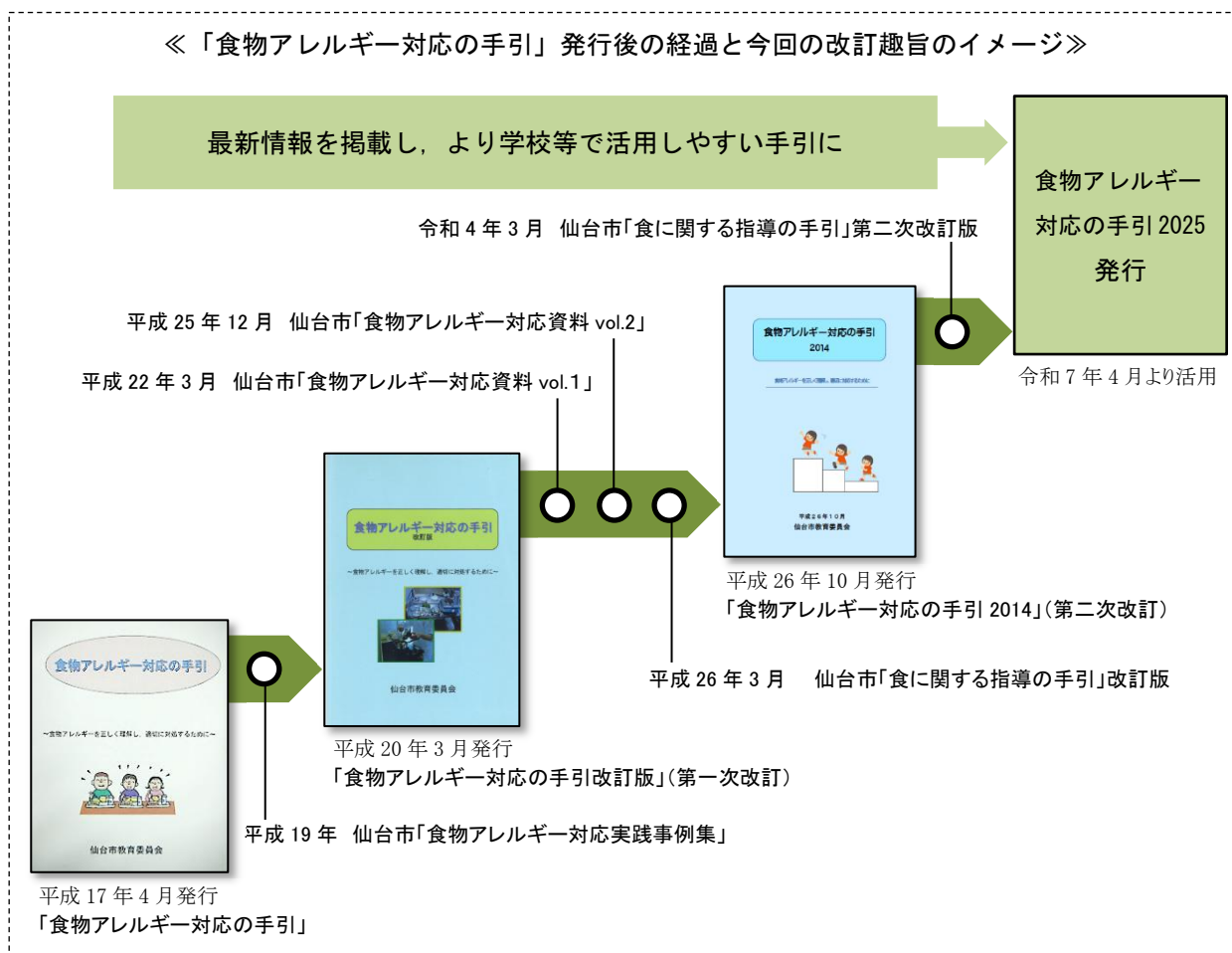
- 緊急時対応マニュアルの作成
緊急時に適切な対応ができるよう、食物アレルギー症状への対応の手順、エピペン®の使い方、救急要請のポイントや症状のチェックシート等をまとめた「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を作成しました。
- 食物アレルギー対応に関する学校提出用等各種様式の変更
学校や学校給食センターの声を生かし、様式の見直しを行いました。

4 第三次改訂（令和7年3月）「食物アレルギー対応の手引 2025」

（1）改訂内容

- 最新情報を掲載
アレルギー専門医の監修の下、食物アレルギーに関する最新の情報を掲載しました。
また、食品表示基準の改正等を踏まえ、特定原材料等の記載を更新しました。
- 学校給食で使用しない食品の指定
安全性等を考慮し、特定原材料等のうち、学校給食で使用しない食品を指定しました。
- 事故事例集の追加
食物アレルギー対応に関する事故防止のため、学校や学校給食センターにおける実際の事故事例を取り上げ、その原因や再発防止策を事例集としてまとめました。
- 食物アレルギー対応に関する学校提出用等各種様式の変更
「学校生活管理指導表」等、最新の様式を記載するとともに、学校や学校給食センターの声を生かし、見直しを行いました。

（2）改訂のイメージ



第1章

食物アレルギーについて

食物アレルギーを有する児童生徒や保護者と、学校での対応の留意点について共通理解を図るには、食物アレルギーについての正しい知識を持つことが大切です。

今まで食物アレルギーを有していない児童生徒が、新たに発症するケースも増加しているため、常に正しい理解と対応の仕方を確認しておく必要があります。



1 定義

- 食物アレルギーとは、特定の食物が原因となって異常な過敏反応を示し、そのために皮膚、呼吸器、消化器などに病的状態を起こすことです。
- 食物アレルゲンは主にたんぱく質からなり、どの食物でも理論上は食物アレルギーが起きる可能性があります。
- 重篤な症状では、命に関わる場合があります。
- 「乳糖不耐症」（乳糖を体質的に分解できずに下痢を起こす）等は、食物アレルギーには含まれません。

人間の体には、外からウィルスや細菌などの異物(抗原)が入ってきた時に、これに対して防衛しようとする働きがあります。再びその異物が入ってきた時に攻撃できるように抗体が作られますが、この免疫の働きが過剰だと、体に本来無害な異物にまで反応して、不利に働くことがあります。

「食物アレルギー」とは、本来無害なはずの食べ物を食べたり、触れたり、吸い込んだりしたことに対して、体を守る免疫システムが過剰に反応して自分自身の体に有害な症状を起こしてしまうものです。

アレルギー症状で最も多いのは、じん麻疹などの皮膚症状ですが、くしゃみや咳、息苦しさなどの呼吸器症状、結膜の充血やかゆみなどの粘膜症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、場合によっては、血圧低下、呼吸困難や意識障害など様々な症状を引き起こし、時には命に関わることもある疾患です。

鶏卵、乳製品、木の実類、小麦などはアレルギーを起こしやすい食物ですが、理論的には、すべての食物がアレルゲン（アレルギーの原因となる物質）となる可能性があります。一人でも何種類ものアレルギーを有する場合も少なくありません。また、摂取する量や頻度の高い食物がアレルギーの原因になりやすい傾向もあります。

食物アレルギーと間違いやすいものに「乳糖不耐症」などがあります。乳糖不耐症の場合、乳糖を含む食品を食べると腹痛や下痢等の症状が出ますが、これは乳糖を体質的に分解できないことによるもので、食物アレルギーではありません。

キーワード … 乳糖不耐症

「乳糖不耐症」のように食物アレルギーと間違いやすいものに次のようなものがあります。

食中毒 食物の中の病原体や毒素で発症（例：ノロウイルス汚染の生ガキによる下痢）

薬理活性物質 食物に含まれる薬理活性物質による過敏反応発症（例：鮮度の落ちた青魚によるじん麻疹）

<薬理活性物質の例>

- ・ヒスタミン（ほうれんそう、トマト、とうもろこし など）
- ・セロトニン（トマト、バナナ、キウイフルーツ、パイナップル など）
- ・アセチルコリン（なす、トマト、たけのこ、里いも、大和いも、クワイ など）
- ・ニコチン（じゃがいも、トマト など）
- ・サリチル酸化合物（トマト、きゅうり、じゃがいも、いちご、りんご など）

2 食物アレルギーの病型

- 食物アレルギーは、「即時型」「口腔アレルギー症候群」「食物依存性運動誘発アナフィラキシー」の大きく3つの病型に分類されます。
- 食物アレルギーの病型を知ることにより、万一の時に、どのような症状を示すかをある程度予測することができます。

(1) 即時型

食物アレルギーの最も典型的な病型で、原因食物を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状はじん麻疹のような軽い症状から、生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまで様々です。

これは、食物に対して作られたIgE抗体が主たる原因と考えられています。原因食物が体内に侵入すると、IgE抗体を仲介してマスト（肥満）細胞からヒスタミンなどの化学伝達物質が放出され、それによってじん麻疹やかゆみ、くしゃみや鼻水などを生じる、いわゆる「アレルギー反応」を引き起こします。

(2) 口腔アレルギー症候群

口腔アレルギー症候群は、幼児から成人期に多く認められ、生の果物や野菜などを食べた後に、唇や口の中、のど、耳の奥などにかゆみや腫れ、痛みなどを感じるものです。

この食物アレルギーは、花粉—食物アレルギー症候群であることがほとんどであり、花粉のアレルギーがある人が、花粉抗原と構造が似た物質を含む生の果物や野菜を食べたときに、口腔内（口の中）の症状（のどのかゆみ、ヒリヒリする、イガイガする、腫れぼったいなど）が誘発されるもので、交差反応といいます。多くは局所の症状ですが、大量に食べて全身症状が出てしまうこともあります。

口腔アレルギーを起こす果物や野菜のアレルゲンは熱に弱く、加熱すれば食べることができることもあります。

(3) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

食物依存性運動誘発アナフィラキシーは、学童期から成人期に多く認められ、特定の食物摂取後に運動することにより、じん麻疹、下痢、腹痛、血圧低下、意識障害などのアナフィラキシー症状が誘発されるものです。主な原因食物としては、小麦、えびやかかななどの甲殻類です。

原因食物と運動の組み合わせで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状は起きません。運動によって腸での消化や吸収に変化が起き、未消化なたんぱく質が吸収されることで起きると考えられています。

<事例 食後の激しい運動によるショック症状の出現>

小麦・甲殻類などが含まれた昼食を摂取し、すぐにサッカーなど激しい運動を行った生徒が、その後、じん麻疹が現れ、喉頭浮腫（喉粘膜のむくみ）、ぜん鳴（ゼーゼーして苦しくなること）などの呼吸器症状を伴い、ショック症状に至った。

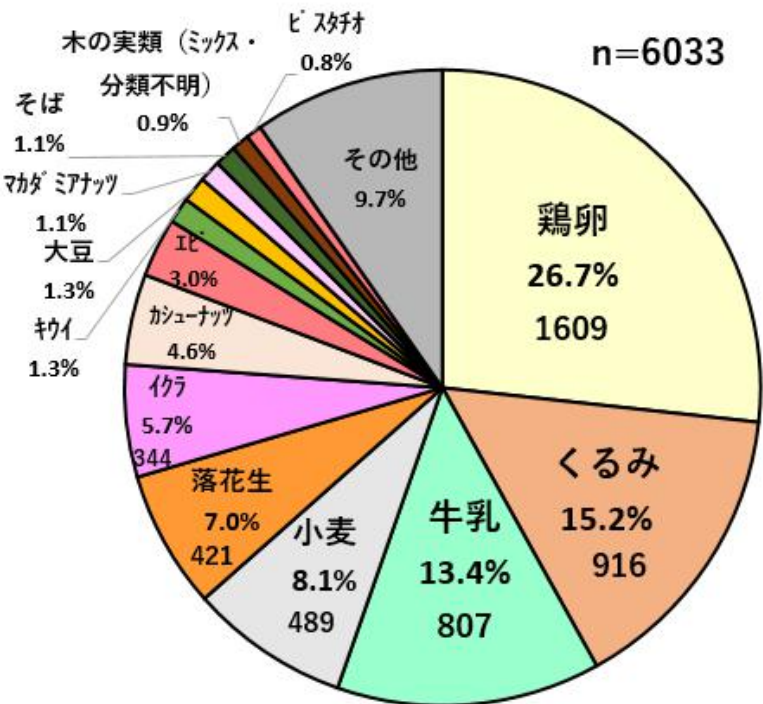
3 食物アレルギーの原因食物

- 即時型反応を起こした食物は、鶏卵、くるみ、牛乳、小麦、落花生の順に多くみられます。
- 食物アレルギーの原因となる食物は、年齢によって違いがみられます。

理論的には、あらゆる食べ物がアレルギーの原因となる可能性があります。実際にはアレルギーを起こしやすいものと起こしにくいものがあり、年齢によっても違いがみられます。

原因食物は鶏卵が最も多く、次いでくるみ、牛乳、小麦、落花生となり、落花生までの上位5品目で約7割を占めます。さらに、イクラ、カシューナッツ、エビ、キウイ、大豆と続きます。過去の調査では、原因食物の上位3品目は鶏卵・牛乳・小麦でしたが、近年、木の実類が顕著に増加しています。木の実類の内訳は、くるみが最も多く、次いでカシューナッツ、マカダミアナッツ、ピスタチオ、アーモンドとなります。

また、年齢により、多くみられる原因食物が異なります。食物アレルギーの原因となっていた食物であっても、成長によって食べることができるようになる食物もある一方、今まで食べても症状がみられなかった食物にアレルギー反応を起こすことがあります。



図：即時型食物アレルギーの原因食物（品目別）

注釈：原因食物の頻度（％）は小数第2位を四捨五入したものであるため、その和は小計と差異を生じる。

令和6年度食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書（令和6年9月消費者庁）を加工して作成

表：年齢別原因食物（粗集計）

	0歳(1,418)	1・2歳(1,347)	3-6歳(1,722)	7-17歳(1,228)	≥18歳(318)
1	鶏卵 60.6%	鶏卵 33.7%	くるみ 28.3%	くるみ 17.2%	小麦 21.1%
2	牛乳 21.4%	くるみ 14.6%	落花生 12.0%	牛乳 13.8%	エビ 16.7%
3	小麦 13.6%	牛乳 12.9%	イクラ 9.4%	鶏卵 10.7%	大豆 8.2%
4		イクラ 8.8%	鶏卵 8.9%	落花生 9.9%	
5		落花生 5.7%	牛乳 8.6%	小麦 8.1%	
6		小麦 5.2%	カシューナッツ 8.4%	エビ 6.9%	
7				カシューナッツ 5.2%	
小計	95.6%	81.0%	75.7%	71.8%	45.9%

注釈：各年齢群で5%以上を占める原因食物を示した。また、小計は各年齢群で表記されている上位食物の頻度の集計である。

原因食物の頻度（％）は小数第2位を四捨五入したものであるため、その和は小計と差異を生じる。

令和6年度食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書（令和6年9月消費者庁）より

4 食物アレルギーの症状

- 食物アレルギーは、皮膚症状や呼吸器症状、粘膜症状、消化器症状や全身症状など、その症状は様々です。
- アナフィラキシーは、全身に起こる即時型のアレルギー反応で、症状は全身に及び、生命に危険を及ぼすことがあります。

原因となる食物を摂取して2時間以内に症状が現れる即時型食物アレルギーでは、体の様々な部位に以下のような多彩な症状がみられます。

これらの中でも、特に注意すべきは、★印の付いた症状です。これらの症状がみられた場合、迅速な対応（エピペン®の使用や救急要請・搬送など）が必要になることもあります。

1. 皮膚の症状	かゆみ、じん麻疹、赤み（赤斑）
2. 目の症状	結膜の充血、かゆみ、まぶたの腫れ
3. 口・のどの症状	口・のどの中の違和感、イガイガ感、唇・舌の腫れ
4. 鼻の症状	くしゃみ、鼻汁、鼻づまり
5. 呼吸器の症状 ★	声がかすれる（ こせ 声）、犬が吠えるような咳、のどが締め付けられる感じ（喉頭絞扼感）、咳、息が苦しい（呼吸困難）、ゼーゼー・ヒューヒューする（ぜん鳴）、低酸素血症
6. 消化器の症状 ★	腹痛、吐き気、嘔吐、下痢
7. 循環器の症状 ★	脈が速い（頻脈）、脈が触れにくい・脈が不規則、手足が冷たい、唇や爪が青白い（チアノーゼ）、血圧低下
8. 神経の症状 ★	元気がない、ぐったり、意識もうろう、不機嫌、尿や便を漏らす（失禁）

「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2021 改訂版」(独立行政法人環境再生保全機構)より一部改変

＜緊急性が高い症状＞

「緊急性が高い以下の症状のうち、1つでもみられる場合」は、エピペン®を携帯している児童生徒に使用することを日本小児アレルギー学会も推奨しています。

全身の症状	呼吸器の症状	消化器の症状
・ぐったり ・意識もうろう ・尿や便を漏らす ・脈が触れにくいまたは不規則 ・唇や爪が青白い	・のどや胸が締め付けられる ・声がかすれる ・犬が吠えるような咳 ・息がしにくい ・持続する強い咳込み ・ゼーゼーする呼吸	・持続する強い（がまんできない）お腹の痛み ・繰り返し吐き続ける

「一般向けエピペン®の適応」一般社団法人日本小児アレルギー学会より



キーワード … アナフィラキシー

アナフィラキシーとは、アレルギーの原因物質（アレルゲンまたは抗原）に触れる、あるいは食べたり飲んだりした後に、数分から数時間以内に複数の臓器や全身に現れる激しい急性（即時型）のアレルギー反応です。

アナフィラキシーによって血圧の低下や意識障害などを引き起こし、ショック状態に至ることがあり（アナフィラキシーショック）、場合によっては、生命を脅かすことがあります。

5 食物アレルギーの診断

- 食物アレルギーの診断は難しく、自己診断や思い込みによる食物の制限は成長を妨げるので、アレルギー専門医の診断が欠かせません。
- 食物アレルギーの診断では、問診や食物日誌、血液検査、皮膚試験、食物経口負荷試験等の結果を、医師が総合的に判断します。

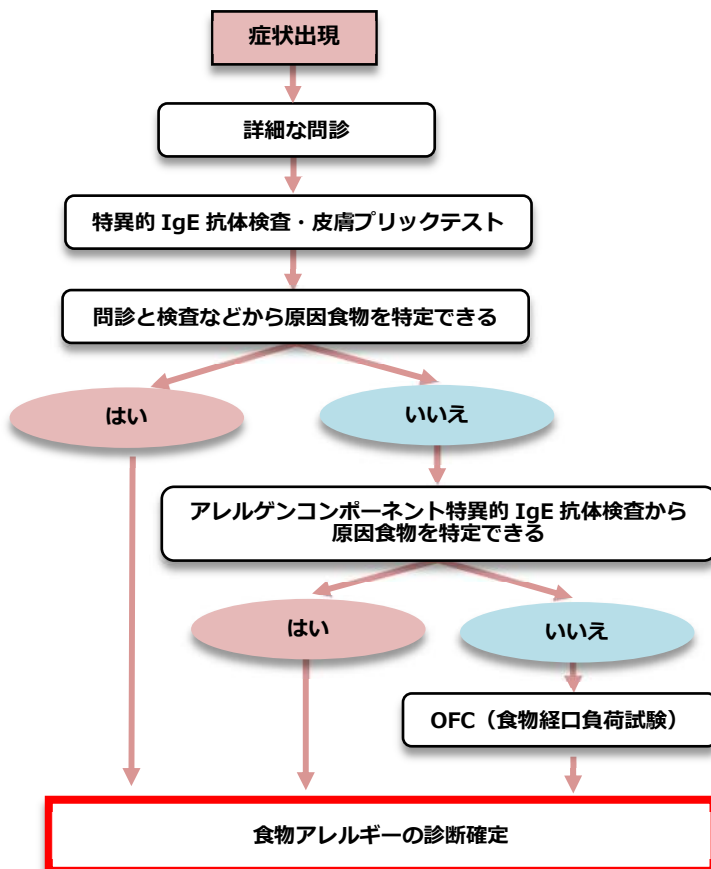
（１）食物アレルギーの自己診断について

食物アレルギーの診断は熟練した小児アレルギーの専門医でも難しいとされています。専門医は、疑わしい食物に対して血液検査や皮膚試験を行い、その結果を参考にして、臨床症状との関係から慎重に判断し、必要であれば食物経口負荷試験を行って食物アレルギーを診断していきます。

食物アレルギーは、日常の食生活に直結した身近な問題なので、患者及びその保護者が実際の食生活で経験的に「ある食物に対してアレルギーがある」と自己診断し、摂取を制限しているケースも多数みられます。また、逆に明らかに食物アレルギーを疑う要因がみられるのに、家庭で全く気にせずに症状が悪化したり、学校給食で初めて症状が出たりするケースもみられます。

自己診断が必ずしも誤りであるとは言えませんが、食物は生命維持に不可欠であり、特に児童生徒の健全な成長には栄養が欠かせないため、保護者等が思い込みで診断し、自己流で摂取を制限することは望ましくありません。

（２）即時型症状の診断のフローチャート



食物アレルギーの診断は、病歴を詳細に聞き出すこと（問診）から始まります。まず、日頃の食生活を振り返り、小児の場合は、保護者からの詳しい情報が参考となります。食べた直後に明らかな症状が出現するときには容易に診断できますが、いつも食べているものやごく微量の食物が原因になっているときは、診断が困難となります。この場合には、「食物日誌」が参考になります。食事やおやつなどの内容のすべてを記載し、摂取した時間と症状があった時間を記録しておきます。そして、食物日誌を振り返って原因を見つけていきます。問診から食物アレルギーが推察される場合には、スクリーニングとして総 IgE 値や特異的 IgE 抗体をチェックしたり、皮膚テストを行ったりします。

牛乳に対する IgE 抗体が検出されても、何も症状が出ない人もいれば、微量摂取ただけでショック症状を呈する人もいます。さらに、かぜや疲れなどの体調の良し悪しや環境によって症状が出たり出なかったりすることもあります。

(3) 食物アレルギーの検査方法

<血液検査>

○ 血中抗原特異的 IgE 抗体検査

血液中の食物アレルギーに対する特異的 IgE 抗体の有無を調べる検査です。イムノキャップ®など数種類の測定法があります。採血が必要になりますが、一度に数種類調べることが可能です。

イムノキャップ®の結果の見方

アレルゲンごとの血液中的の特異的 IgE 抗体の量（測定値）を分かりやすいように0～6にクラス分けしてあります。クラスが高いほどアレルギー症状が起きやすくなります。

検査項目	クラス	測定値 (U _A /mL)
ランパク	6	100 以上
ギウニュウ	3	15.2
コムギ	2	1.24
ダイズ	1	0.38
ヤケヒョウヒダニ	0	0.35未満

ランパクのクラスが6ですから、卵を食べるとアレルギー症状が起きる可能性が非常に高くなります。

クラスが1ですから、大豆にはあまり強いアレルギーはなさそうです。しかし、アレルギーがないと判定することはできません。

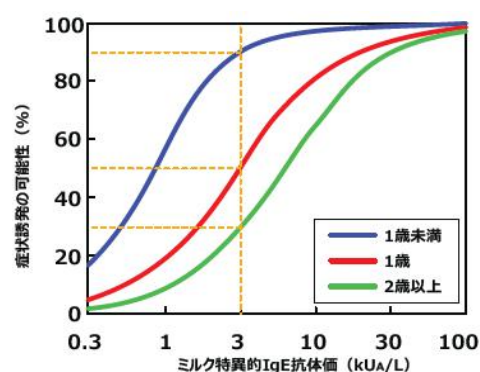
クラス3は陽性ですが、必ずしもアレルギー症状が出るとは限りません。本当に症状を引き起こすかどうかを診断するには、詳細な問診や食物経口負荷試験が必要です。

ダニの吸入アレルギーは陰性です。アレルギーなしと判定しますが、年齢が大きくなると陽性になることがよくみられます。

プロバビリティカーブ（イムノキャップ®値と症状誘発の可能性）

プロバビリティカーブの読み方

ミルク特異的IgE抗体価3.0kU_A/Lの場合、牛乳200mlまでのOFC（食物経口負荷試験）において、症状を誘発する可能性は1歳未満の児では約90%、1歳児では約50%、2歳以上では約30%となります。しかし、あくまでも確率論であることに留意します。



図：プロバビリティカーブの例

「食物アレルギーの診療の手引き 2023」厚生労働科学研究班より一部改変

<皮膚テスト>

○ プリックテスト

抗原特異的 IgE 抗体を証明するための代表的な皮膚テストです。すべての食物アレルギーの検査に対応することができ、自家製の抗原エキスを新鮮な果汁も利用できます。簡単に行えるうえ、痛みも軽度で安全性についても優れています。



「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2021 改訂版」独立行政法人環境再生保全機構より

○ スクラッチテスト

プリックテストとほとんど同じ検査です。プリックテストはプリック針で上から皮膚を圧迫しますが、スクラッチテストではテスト針で皮膚を擦ります。

<食物経口負荷試験>

食物アレルギーの原因食物の確定、安全に食べることができる量の決定、耐性獲得の確認のために行います。専門の医師の監督下で、誘発症状への緊急対応が十分可能な状況で行われるものです。

（実施の目安）

- ・ 入園・入学を控えて正確な診断を受けたい。
- ・ 抗原特異的 IgE 抗体陽性の食物を初めて食べてみたい。
- ・ 原因食物でも無症状で食べることができる量を正確に知りたい。
- ・ 明らかな誘発症状を経験してから 1 年以上経過している。
- ・ 抗原特異的 IgE 抗体価が明らかに低下傾向を示す（必ずしも陰性化する必要はない）。
- ・ 誤食しても症状が出ない経験をした。

（実施施設）

- ・ リスクの高い負荷試験は専門施設で行われます。
- ・ 日本小児科学会専門医研修施設における食物経口負荷試験実施状況は、以下のサイトで検索が可能です。 食物アレルギー研究会 (<http://www.foodallergy.jp/>)

（実施方法）

- ・ 目標とする総負荷量を、少量から開始して単回又は 2～3 回に分割して摂取します。
- ・ 分割して摂取する場合、摂取間隔は 30 分以上が望ましく（ただし、鶏卵は 1 時間程度が望ましい）、最終摂取から 2 時間以上は経過観察します。

※その他詳細については、「食物経口負荷試験の手引き 2023」(厚生労働科学研究班)を参照ください。

（負荷試験後の食事指導）

- ・ 負荷試験が陰性であれば、その日の総負荷量を超えない範囲で除去を解除します。
- ・ 負荷試験が陽性であれば、その食物の摂取を原則として禁止します。しかし、症状が誘発された摂取量と症状の重症度を考慮し、安全性を見込んだ少量の摂取を開始することがあります。

6 食物アレルギーの管理・治療

- 食物アレルギーの管理・治療のポイントは、正しい診断に基づいて必要最小限の食品除去を行うことです。食品除去を行う場合には、栄養面に配慮し、除去する食品の種類と程度に応じて代替の食品を摂取するようにします。

（１）日常の食物アレルギーの管理

＜食事療法＞

食事療法では、正しい診断に基づき必要最小限の食品除去を行い、症状を起こさずに「食べることを目的とし、必要以上の除去をしないようにします。健全な成長のため、栄養面での配慮は極めて重要であり、除去する食品の種類と程度に応じて代替の食品を摂取するようにします。食物アレルギーの原因と診断された食物を、年齢に応じた形態と量を安全に食べることができるようになったことが確認できる（＝耐性の獲得）までは定期的に医療機関を受診し、その時点で安全に摂取可能な食品の種類と量を決めてもらうことが望ましいです。

また、安全性確保のため、給食等での誤食に留意し、アレルゲンがどのような食品に入っているのか、食品の表示等も十分に理解する必要があります。

食事療法の基本と実施上の留意点

◆基本

正しい原因アレルゲン診断に基づく必要最小限の食品除去

◆実施上の留意点

QOL（生活の質）の向上

栄養面と QOL への配慮：除去食品の代替と食生活全体への配慮

成長に伴う耐性の獲得を念頭におき、適切な時期に除去解除を図る

安全性の確保

安全に摂取することを目指した食事指導と体制づくり

（食品表示の見方の習得，家庭と学校との情報共有など）

「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2021 改訂版」(独立行政法人環境再生保全機構)より一部改変

＜経口免疫療法＞

医師の指導のもとで継続的に原因食物を経口摂取させ、耐性獲得を目指す治療ですが、安全性への十分な配慮を要するため、高度で専門的な知識を有する医師が一定の条件下で施行する必要があります。食物アレルギーの一般診療としては推奨されていません。専門の医師が患者及び保護者から十分なインフォームド・コンセント（説明と同意）を得た上で、症状出現時の救急対応に万全を期し、慎重に取り組む必要がある治療法です。

（２）即時型食物アレルギー反応に対する治療

即時型食物アレルギーの症状は食物摂取後から２時間以内に出現するのがほとんどです。症状が出現した時の対処法や治療薬の保管場所、その使用方法についても事前に確認しておく必要があります。症状が出現した場合に使用される薬剤には以下のようなものがあります。

＜抗ヒスタミン薬＞

皮膚のかゆみ、赤み（紅斑）、じん麻疹に有効ですが、アナフィラキシーには十分な効果は期待できません。抗ヒスタミン薬には多くの種類があり、剤型（錠剤、ドライシロップ、シロップなど）も様々です。

＜気管支拡張薬＞

気管支が狭くなるために起こるぜん鳴や咳き込みには有効ですが、のどの腫れ（喉頭浮腫）による咳や呼吸困難には無効です。気管支拡張薬には、吸入薬、内服薬等があり、効果が現れるまでの時間は、吸入薬は最も即効性があり、内服薬では効果がみられるまでに３０分以上かかります。

＜ステロイド薬＞

効果が現れるまでには数時間かかり、長引く症状や二相性の反応（一度おさまった症状が数時間後に再び出現する）を防止することが期待され投与されますが、その効果は立証されていません。

＜エピペン®（アドレナリン自己注射製剤）＞

エピペン® が処方されている児童生徒について、前述の「緊急性が高い症状」が１つでもあれば、エピペン®を投与します。エピペン®は医療機関で治療を受けるまでの補助治療薬であり、アナフィラキシーの症状の進行を一時的に緩和させ、ショックを防ぐための自己注射薬です。以下のような作用があり、アナフィラキシーの全ての症状を和らげます。



- 心臓の動きを強くして血圧を上げる
- 血管を収縮して血圧を上げる
- 皮膚の赤み（紅斑）やのどの腫れ（喉頭浮腫）を軽減する
- 気管支を広げて呼吸困難を軽減する など

これらの効果は５分以内に認められ即効性があります。その一方で、体内で代謝（分解）されやすい薬剤であり、効果の持続時間は約２０分程度です。自己注射薬ですが、本人が自分で注射できない場合には、教職員が本人の代わりに注射します（厚生労働省より、医師法違反とはならないことが示されています）。

くすりの種類	効果	効果が現れるまでの時間
抗ヒスタミン薬	皮膚のかゆみやじん麻疹を和らげる	30分～1時間
気管支拡張薬	気管支を広げて、咳やぜん鳴を和らげる	内服 30分以上 吸入 速やか
ステロイド薬	ゆっくり効果が出てくる、さらに数時間後に現れる症状を予防する	数時間
エピペン®	アナフィラキシーの全ての症状を和らげる	速やか

「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2021 改訂版」(独立行政法人環境再生保全機構)より一部改変

7 食物アレルギーの自然経過

- 食物アレルギーは、乳児期に最も多く発症し、年齢とともに耐性（食物アレルギーに対して過敏でなくなる状態）を獲得し、自然寛解（アウトグロー）する場合があります。
- 原因抗原により、耐性を獲得しやすいものとそうでないものがあります。

食物アレルギーは、小児から成人まで認められますが、1歳未満の乳児期に最も多く発症しています。年齢とともに自然に寛解（アウトグロー）し、小学校入学前に改善するケースもあれば、寛解しない例もあります。

鶏卵・牛乳・小麦等の食物アレルギーは耐性を獲得できるケースもありますが、甲殻類・そば・落花生・木の実類等を原因とする食物アレルギーは耐性を獲得しにくいとされています。



キーワード … ^{かんかい}寛解（アウトグロー）

寛解（耐性獲得）とは、成長に伴う消化管機能と免疫学的機能の成熟により、食物アレルギー症状を呈さなくなることです。

8 アレルギー物質を含む食品表示

- アレルギー物質が含まれるか判断し、選別できるようにするために、アレルギー物質を含む「特定原材料等」として指定されています。
- 「えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生」の8品目は省令で定められ、特定原材料として表示が義務付けられており、アーモンド等の20品目は特定原材料に準ずるものとして表示が推奨されています。

（１）アレルギー物質の食品表示

アレルギー患者にとっては、自分の食するものの中に、自分が反応するアレルギー物質が含まれるのか判断し、選別できるように情報提供が行われていることが重要です。

食物アレルギー表示は、特定原材料を含む加工食品、特定原材料由来の添加物を含む生鮮食品の一部及び特定原材料に由来する添加物について表示が求められています。

重篤度・症例数の多い8品目（特定原材料：えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生）については、食品表示基準で表示を義務付けし、過去に一定の頻度で健康危害がみられた20品目（特定原材料に準ずるもの）については、通知により表示を推奨しています。

特定原材料は、発症数や重篤度により規定しており、卵・乳・小麦は、食物アレルギーの原因食物全体の約半分を占めていること、そば・落花生は重篤な症状を呈すること、えび・かには成人期での新規発症や誤食が多いこと、くるみは、近年、木の実類の中でも症例数が増加していることなどから表示が義務付けられています。

仙台市の学校給食では、納入される食品（学校別物資を除く）に特定原材料等が含まれる場合には、成分表等に表示し、コンタミネーション及び加工助剤（キャリアオーバー）についても、表示を義務付けています。

（２）特定原材料等（令和6年3月一部改正）

根拠規定	特定原材料等の名称	理由	表示
食品表示基準 特定原材料 8品目	えび、かに、くるみ、小麦、 そば、卵、乳、落花生	特に発症数、重篤度から 勘案して表示する必要 性の高いもの。	義務
消費者庁 次長通知 特定原材料 に準ずるもの 20品目	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、 カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、 豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	症例数や重篤な症状を 呈する者の数が継続し て相当数みられるが、特 定原材料に比べると少 ないもの。	推奨 (任意)

※これらの品目については、アレルギーの実態調査における症例数や重篤度を踏まえ、定期的に見直しが行われます。

(3) 食品表示の主なルール

食品表示には様々なルールがあり、特定原材料等が明記されない場合もあるため、表示のルールを理解し、見落とし等に注意が必要です。

<個別表示と一括表示>

食品表示には、個々の原材料ごとにアレルギーを表示する「個別表示」(原則の表示方法)、アレルギーをまとめて一括で表示する「一括表示」(例外的な表示方法)があります。ただし、個別表示と一括表示を併用することはできません。

	個別表示の例	一括表示の例
原材料名	じゃがいも、にんじん、ハム(卵・豚肉を含む)、マヨネーズ(卵・大豆を含む)、たんぱく加水分解物(牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む)/調味料(アミノ酸等)	じゃがいも、にんじん、ハム、マヨネーズ、たんぱく加水分解物/調味料(アミノ酸等)、(一部に卵・豚肉・大豆・牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む)

<表示の省略>

個別表示を行う際に、原材料又は添加物に同一の特定原材料等が含まれている場合は、そのうちのいずれかに表示すれば、それ以外の表示は省略することが認められています。

	全て個別表示する場合	省略する場合
原材料名	食用植物油脂、砂糖、醸造酢、マヨネーズ(大豆・卵を含む)、醤油(大豆・小麦を含む)、たんぱく加水分解物(大豆を含む)、卵黄(卵を含む)、食塩、酵母エキス(小麦を含む)	食用植物油脂、砂糖、醸造酢、マヨネーズ(大豆・卵を含む)、醤油、たんぱく加水分解物、卵黄、食塩、酵母エキス(小麦を含む)
添加物	調味料(アミノ酸等)、増粘剤(キサンタンガム)、甘味料(ステビア)、乳化剤(大豆由来)	調味料(アミノ酸等)、増粘剤(キサンタンガム)、甘味料(ステビア)、乳化剤

<代替表記と拡大表記>

例えば、「卵」→「玉子」、「落花生」→「ピーナッツ」のように、異なった表記でも、特定原材料等と同様の物であることが理解できる場合には、別の名称で表記することが認められています(代替表記)。また、「卵」→「厚焼玉子」、「落花生」→「ピーナッツバター」など、特定原材料等又は代替表記を含むことにより、これらを使った食品であることが理解できる場合には、別の名称で表記することが認められています(拡大表記)。

	代替表記 (下表に掲載されたものに限定)	拡大表記(例示) (下表に記載されているものは例示)
えび	海老、エビ	えび天ぷら、サクラエビ
かに	蟹、カニ	上海がに、カニシューマイ、マツバガニ
くるみ	クルミ	くるみパン、くるみケーキ
小麦	こむぎ、コムギ	小麦粉、こむぎ胚芽
そば	ソバ	そばがき、そば粉
卵	玉子、たまご、タマゴ、エッグ、鶏卵、あひる卵、うずら卵	厚焼玉子、ハムエッグ
乳	ミルク、バター、バターオイル、チーズ、アイスクリーム	アイスマルク、ガーリックバター、プロセスチーズ、牛乳、生乳、濃縮乳、乳糖、加糖れん乳、乳たんぱく、調製粉乳
落花生	ピーナッツ	ピーナッツバター、ピーナッツクリーム

<注意喚起表示>

混入防止策の徹底を図ってもコンタミネーションの可能性を排除できない場合には、「本品製造工場では〇〇(特定原材料等の名称)を含む製品を生産しています。」のように注意喚起表示を行うことが推奨されていますが、義務ではありません。この場合、「入っているかもしれません」「入っている場合があります」などの可能性表示は認められていません。

9 参考

適切な食物アレルギー対応を行うためには、食物アレルギーについての正しい知識を持つことが必要です。本手引の他、次の資料等を活用し、食物アレルギーに関する最新の情報を取り入れ、正しく理解してください。

- ・学校給食における食物アレルギー対応指針（平成 27 年 3 月 文部科学省）
- ・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》
（公益財団法人日本学校保健会 監修：文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課）
- ・学校保健ポータルサイト（公益財団法人日本学校保健会）
<https://www.gakkohoken.jp/themes/archives/101>
- ・アレルギーポータルサイト（一般社団法人日本アレルギー学会）
<https://allergyportal.jp/>

第2章

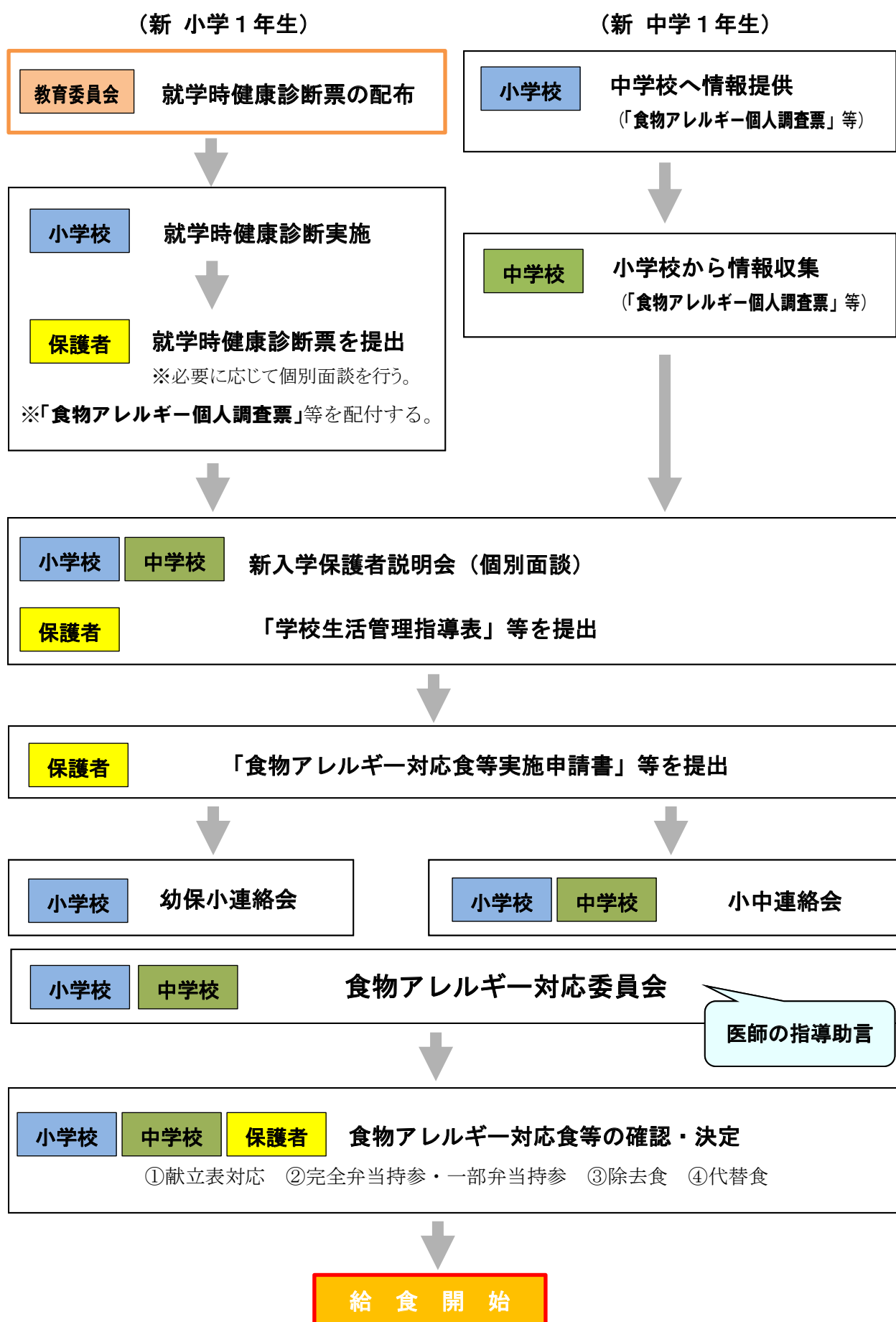
食物アレルギーの対応について

食物アレルギーを有する児童生徒やその保護者が、学校生活に対する不安を少しでも解消できるよう、学校は、可能な限り早い時期から実態の把握に努めるとともに、個別面談等を行い、保護者や医師などからの正確な情報提供を求めることが大切です。

併せて、全教職員で共通理解を図り、対応を確認することが必要です。



1 食物アレルギーの情報把握と対応決定までの流れ



＜食物アレルギー対応委員会と実施決定基準＞

食物アレルギー対応委員会

個別面談で把握したアレルギー症状や原因食品、保護者が希望する対応等を踏まえ、学校側の事情や他の児童生徒との関係も含めて協議し、校長が対応を決定します。

委員は、管理職、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、給食主任、保健主事、担任等で構成します。

仙台市食物アレルギー対応食（除去食、代替食等）実施決定基準

- 医師の診察・検査により、食物アレルギーと診断されている。
- アレルゲン（原因食品）が特定されており、医師からも食事療法を指示されている。
- 家庭でも原因食品の食事療法を行っている。

2 個別面談の主な項目例

面談を行う際には、保護者からの情報を十分に確認できるよう、複数の職員で対応します。

①食物アレルギーの診断及び症状を確認する

- ☐食物アレルギー個人調査票の内容 ☐医療機関への受診の有無
- ☐過去の具体的なアレルギー発症（アナフィラキシー等）の情報

②家庭での対応状況を把握する

- ☐アレルギーと診断された食品以外にも「心配だから」「念のために」制限しているものがあるか
- ☐アレルギーが改善した（耐性獲得）後も食べていない食品はあるか

③保護者の希望を聞き取る

- ☐少しでも積極的に給食を食べさせたいか、安全を期して弁当を持参するか
- ☐一部代替食持参に協力可能か
- ☐学校生活において配慮すべき必要事項

④理解を求める

- ☐給食の提供体制を説明 ☐対応可能な範囲を示す ☐一部代替食持参の必要性

⑤緊急時の対応を確認する

- ☐学校に持参する薬剤の有無 ☐薬剤の保管の方法、使用するタイミング
- ☐エピペン®携帯者の場合は、その取扱いと有効期限の確認 ☐保護者の連絡先・方法
- ☐緊急時の医療機関への受診

⑥情報共有への同意を得る

- ☐教職員で情報を共有することについて同意を得る
- ☐学級内の児童生徒へ食物アレルギー情報を提供することについて同意を得る

⑦情報提供する

- ☐給食提供の可否（対応食提供・当日の献立により一部提供・弁当対応等）
- ☐給食献立並びに詳細な食材情報の提供

3 食物アレルギー対応の進め方と関係書類

(1) 単独調理校

① 小学校の対応

<新1年生・新2～6年生>

時期	新1年生	新2～6年生
10月～12月	小学校 就学時健康診断 - 保護者から「就学時健康診断票」が小学校へ提出される。 - 食物アレルギーを有する児童か確認し、学校生活上対応が必要な児童の保護者に書類を配付する（必要に応じ、個別面談の場を設ける）。 - 希望者には、牛乳代替飲料提供事業の情報提供を行う。 配付 - 様式1 食物アレルギー個人調査票(保護者記入欄) - 様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） <給食での対応を希望する場合> - 様式2-2 給食対応調査表	様式1・様式2-1は「食物・食材を扱う授業・活動」「運動（体育・部活動等）」「宿泊を伴う校外活動」等、<u>学校生活を送る上で何らかの配慮を希望する保護者に対しては、給食対応の有無に関わらず提出を求めること。</u>
2月	小学校 新入学児童保護者説明会 - 保護者から書類を提出してもらい、個別面談にてアレルギー症状や対応内容等を確認する。 - 給食での対応を希望する保護者に申請書を配付する。 受領 - 様式1 食物アレルギー個人調査票(保護者記入欄) - 様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） <給食での対応を希望する場合> - 様式2-2 給食対応調査表 配付 <給食での対応を希望する場合> - 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書（新規用） - 牛乳代替飲料提供申請書	小学校 個別面談実施 - アレルギー症状や対応内容等の変更の有無を個別面談等で確認し、引き続き対応を希望する保護者へ書類を配付し、提出してもらう。 配付・受領 - 様式3-2 食物アレルギー対応食等実施申請書（継続用） - 牛乳代替飲料提供申請書 <内容に変更がある場合> - 様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） - 様式2-2 給食対応調査表 - 様式5 食物アレルギー対応食等解除申請書 - 様式1 食物アレルギー個人調査票(保護者記入欄) 様式2-1は医師が記入するため、医療機関の予約や受診状況により、提出が説明会に間に合わない場合は、様式1等を基に面談を行う・面談時期を調整する等、柔軟に対応すること。
	小学校 保護者からの申請 - 給食での対応を希望する保護者から申請書を提出してもらう。 受領 <給食での対応を希望する場合> - 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書（新規用） - 牛乳代替飲料提供申請書	
	小学校 幼保小連絡会 幼稚園や保育施設での対応状況等の情報を確実に得る。	
3月	小学校 牛乳代替飲料提供の申請 - 健康教育課へ申請書を提出する。 提出 - 牛乳代替飲料提供申請書	

時期	新1年生	新2～6年生
3月	小学校 食物アレルギー対応委員会 - 保護者からの提出書類を基に、具体的対応策を検討する。 - 必要に応じて、保護者の同意を得た上で、主治医・学校医から指導助言をもらう。 <u>校長が対応を決定する。</u>	
4月～	小学校 対応の引継 - 対応委員会での決定事項や対応状況の情報等に関し、校内での引継を徹底する。 小学校 保護者へ実施決定の通知 - 保護者に通知し、具体的な対応について話し合いを行う。 通知 ・様式4 食物アレルギー対応食等実施決定通知書 小学校 校内での体制整備 - 校内での対応の共通理解を図る。 - 食物アレルギーを有する児童への対応食の提供方法や緊急時の対応（エピペン®の使用方法等）について、校内で研修を行う。 - 関係書類を個別にファイル等で管理する。 - 献立確認書を基に、給食従事者・管理職・担任等で給食の対応の確認を行う。	

<現6年生（新中1年生）>

時期	現6年生（新中1年生）
11月～12月	小学校 入学予定中学校での対応確認 食物アレルギーを有する児童の保護者に書類を配付し、中学校での食物アレルギー対応の希望の有無を確認する（希望がある場合は、小学校から中学校へ書類を引き継ぐことについて保護者から同意を得る）。 配付 ・様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） ＜給食での対応を希望する場合に配付＞ ・様式2-2 給食対応調査表
3月	小学校 入学予定中学校への連絡 - 希望状況を取りまとめ、指定期日までに書類を提出する。 提出 ・中学校進学における食物アレルギー対応希望者連絡票 ・様式1 食物アレルギー個人調査票（写） 小学校 小中連絡会 - 進学先中学校へ書類を提出し、小学校での対応状況の情報と共に確実に引き継ぐ。 提出 ・様式1 食物アレルギー個人調査票（原本） 小学校 保護者への書類返却 - 保護者へ書類を返却する。 返却 ・様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（原本）

様式2-1は「食物・食材を扱う授業・活動」「運動（体育・部活動等）」「宿泊を伴う校外活動」等、学校生活を送る上で何らかの配慮を希望する保護者に対しては、給食対応の有無に関わらず提出を求めること。

様式1は小学校～中学校まで使用するため、中学校入学時には小学校で作成したものを引き継ぐこと。

② 中学校の対応

<新1年生・新2・3年生>

時期	新1年生	新2・3年生
11月 ～ 12月	中学校 小学校から関係書類の送付 ● 小学校から送付される書類を基に、情報を把握する。 受領 ・ 中学校進学における食物アレルギー対応希望者連絡票 ・ 様式1 食物アレルギー個人調査票(写)	
12月 ～ 2月	中学校 新入生保護者説明会 ● 小学校からの送付書類や保護者からの提出書類を基に、個別面談にてアレルギー症状や対応内容等を確認する。 ● 給食での対応を希望する保護者に申請書を配付する。 受領 ・ 様式2-1 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) <給食での対応を希望する場合> ・ 様式2-2 給食対応調査表 配付 <給食での対応を希望する場合> ・ 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書(新規用) ・ 牛乳代替飲料提供申請書 中学校 保護者からの申請 ● 給食での対応を希望する保護者から申請書を提出してもらう。 受領 <給食での対応を希望する場合に提出> ・ 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書(新規用) ・ 牛乳代替飲料提供申請書	中学校 個別面談実施 ● アレルギー症状や対応内容等の変更の有無を個別面談等で確認し、引き続き対応を希望する保護者へ書類を配付し、提出してもらう。 配付・受領 ・ 様式3-2 食物アレルギー対応食等実施申請書(継続用) ・ 牛乳代替飲料提供申請書 <内容に変更がある場合に提出> ・ 様式2-1 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) ・ 様式2-2 給食対応調査表 ・ 様式5 食物アレルギー対応食等解除申請書 ・ 様式1 食物アレルギー個人調査票(保護者記入欄)
3月	中学校 牛乳代替飲料提供の申請 ● 健康教育課へ申請書を提出する。 提出 ・ 牛乳代替飲料提供申請書	
	中学校 小中連絡会 ● 小学校から書類を受け取り、小学校での対応状況の情報を確実に引き継ぐ。 受領 ・ 様式1 食物アレルギー個人調査票(原本)	様式1 は小学校～中学校まで使用するため、中学校入学時には小学校で作成したものを引き継ぐこと。
	中学校 食物アレルギー対応委員会 ● 保護者からの提出書類を基に、具体的対応策を検討する。 ● 必要に応じて、保護者の同意を得た上で、主治医・学校医から指導助言をもらう。 ● <u>校長が対応を決定する。</u> 中学校 対応の引継 ● 対応委員会での決定事項や対応状況の情報等に関し、校内での引継を徹底する。	

様式2-1は医師が記入するため、医療機関の予約や受診状況により、提出が説明会に間に合わない場合は、様式1等を基に面談を行う・面談時期を調整する等、柔軟に対応すること。

様式1は小学校～中学校まで使用するため、中学校入学時には小学校で作成したものを引き継ぐこと。

時期	新1年生	新2～3年生
4月～	中学校 保護者へ実施決定の通知 ● 保護者に通知し、具体的な対応について話し合いを行う。 通知 ・様式4 食物アレルギー対応食等実施決定通知書 中学校 校内での体制整備 ● 校内での対応の共通理解を図る。 ● 食物アレルギーを有する生徒への対応食の提供方法や緊急時の対応（エピペン®の使用法等）について、校内で研修を行う。 ● 関係書類を個別にファイル等で管理する。 ● 献立確認書を基に、給食従事者・管理職・担任等で給食の対応の確認を行う。	

＜現3年生（新高1年生）＞

時期	現3年生（新高1年生）
3月	中学校 保護者への書類返却 ● 保護者へ書類を返却する。 返却 ・様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）<u>（原本）</u>



(2) 給食センター対象校

① 小学校の対応

<新1年生・新2～6年生>

【給食対応無し】給食での対応が不要な場合

【基準食】給食で基準食を提供（本人が除去）する場合

【対応食】給食で食物アレルギー対応食を提供する場合

時期	新1年生
10月 ～ 12月	小学校 就学時健康診断【全員】 - 保護者から「就学時健康診断票」が小学校へ提出される。 - 食物アレルギーを有する児童が確認し、学校生活上対応が必要な児童の保護者に書類を配付する（必要に応じ、個別面談の場を設ける）。 - 希望者には、牛乳代替飲料提供事業に関する情報提供を行う。 配付 - 様式1 食物アレルギー個人調査票（保護者記入欄） - 様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） <給食での対応を希望する場合に配付> - 様式2-2 給食対応調査表 様式1・様式2-1は「食物・食材を扱う授業・活動」「運動（体育・部活動等）」「宿泊を伴う校外活動」等、学校生活を送る上で何らかの配慮を希望する保護者に対しては、給食対応の有無に関わらず提出を求めること。
11月 ～ 2月	小学校 給食センターとの個別面談希望者の確認・日程調整【対応食】 - 給食センターの食物アレルギー対応食提供を希望する児童のみ、保護者と個別面談の日程調整を行う。 - 面談用資料とするため、保護者から書類を提出してもらい、給食センターと情報共有することについて同意を得る。 受領 - 様式1 食物アレルギー個人調査票（保護者記入欄） - 様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） - 様式2-2 給食対応調査表 様式2-1は医師が記入するため、医療機関の予約や受診状況により、提出が個別面談に間に合わない場合は、様式1を基に面談を行うこととし、様式2-2は様式2-1と一緒に提出してもらうこと。 小学校 給食センターへの個別面談申込【対応食】 - 給食センターへ書類を提出する。 提出 - 食物アレルギー対応食提供に係る個別面談希望調査票 - 様式1 食物アレルギー個人調査票（保護者記入欄）（写） - 様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（写） - 様式2-2 給食対応調査表（写） 給食センター 小学校へ個別面談日を通知【対応食】 小学校 保護者へ個別面談日を連絡【対応食】 小学校・保護者・給食センター 個別面談の実施【対応食】 - 給食センターから食物アレルギー対応食提供に係る説明を行う。 - 保護者からの提出書類を基に、アレルギー症状や対応内容等を確認する。 - 給食での対応を希望する保護者に申請書を配付する。 配付 - 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書（新規用） - 牛乳代替飲料提供申請書 給食センター 小学校へ所見を送付【対応食】 小学校 食物アレルギー対応食提供要否に係る判断【対応食】 - 給食センターの所見を参考に、小学校と保護者で対応を協議する。 - 食物アレルギー対応食提供要否を校長が判断し、給食センター及び保護者へ連絡する。

時期	新1年生	新2～6年生
2月	小学校 新入学児童保護者説明会【給食対応無し】【基準食】 - 給食センターと面談済の児童以外で学校生活での配慮を希望する児童について、保護者から書類を提出してもらい、個別面談にてアレルギー症状や対応内容等を確認する。 - 給食での対応を希望する保護者に申請書を配付する。 受領 - 様式1 食物アレルギー個人調査票(保護者記入欄) - 様式2-1 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) <給食での対応を希望する場合> - 様式2-2 給食対応調査表 配付 <給食での対応を希望する場合> - 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書(新規用) - 牛乳代替飲料提供申請書 小学校 保護者からの申請【基準食】【対応食】 - 給食での対応を希望する保護者から申請書を提出してもらう。 受領 <給食での対応を希望する場合> - 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書(新規用) - 牛乳代替飲料提供申請書 小学校 幼保小連絡会【全員】 - 幼稚園や保育施設での対応状況等の情報を確実に得る。	小学校 個別面談実施【全員】 - アレルギー症状や対応内容等の変更の有無を個別面談等で確認し、引き続き対応を希望する保護者へ書類を配付し、提出してもらう。 配付・受領 - 様式3-2 食物アレルギー対応食等実施申請書(継続用) - 牛乳代替飲料提供申請書 <内容に変更がある場合> - 様式2-1 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) - 様式2-2 給食対応調査表 - 様式5 食物アレルギー対応食等解除申請書 - 様式1 食物アレルギー個人調査票(保護者記入欄)
3月	小学校 食物アレルギー対応委員会【全員】 - 保護者からの提出書類を基に、具体的対応策を検討する。 - 必要に応じて、保護者の同意を得た上で、主治医・学校医から指導助言をもらう。 <u>校長が対応を決定する。</u> 小学校 給食センターへ食物アレルギー対応の申請【基準食】【対応食】 - 給食センターへ書類を提出する。 提出 - 様式2-1 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) (写) ※基準食のみ - 様式2-2 給食対応調査表 (写) ※基準食のみ - 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書(新規用) (写) - 様式3-2 食物アレルギー対応食等実施申請書(継続用) (写) - 様式7 食物アレルギー等による給食対応について(報告)	
	小学校 牛乳代替飲料提供の申請【基準食】【対応食】 - 健康教育課へ申請書を提出する。 提出 - 牛乳代替飲料提供申請書	

時期	新1年生	新2～6年生
3月	給食センター 学校へ実施決定の通知【基準食】【対応食】 提出 ・様式8 食物アレルギー等による給食対応について（通知）	
4月～	小学校 対応の引継【全員】 ● 対応委員会での決定事項や対応状況の情報等に関し、校内での引継を徹底する。 小学校 保護者へ実施決定の通知【基準食】【対応食】 ● 保護者に通知し、具体的な対応について話し合いを行う。 通知 ・様式4 食物アレルギー対応食等実施決定通知書 小学校 校内での体制整備【全員】 ● 校内での対応の共通理解を図る。 ● 食物アレルギーを有する児童への対応食の提供方法や緊急時の対応（エピペン®の使用法等）について、校内で研修を行う。 ● 関係書類を個別にファイル等で管理する。 ● 献立確認書等を基に、給食従事者・管理職・担任等で給食の対応の確認を行う。	

<現6年生（新中1年生）>

時期	現6年生（新中1年生）
11月～12月	小学校 入学予定中学校での対応確認【全員】 ● 食物アレルギーを有する児童の保護者に書類を配付し、中学校での食物アレルギー対応の希望の有無を確認する（希望がある場合は、小学校から中学校へ書類を引き継ぐことについて保護者から同意を得る）。 配付 ・様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） <給食での対応を希望する場合> ・様式2-2 給食対応調査表
3月	小学校 入学予定中学校への連絡【全員】 ● 希望状況を取りまとめ、指定期日までに書類を提出する。 提出 ・中学校進学における食物アレルギー対応希望者連絡票 ・様式1 食物アレルギー個人調査票（写） 小学校 小中連絡会【全員】 ● 進学先中学校へ書類を提出し、小学校での対応状況の情報と共に確実に引き継ぐ。 提出 ・様式1 食物アレルギー個人調査票（原本） 小学校 保護者への書類返却【全員】 ● 保護者へ書類を返却する。 返却 ・様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（原本）

様式2-1は「食物・食材を扱う授業・活動」「運動（体育・部活動等）」「宿泊を伴う校外活動」等、学校生活を送る上で何らかの配慮を希望する保護者に対しては、給食対応の有無に関わらず提出を求めること。

様式1は小学校～中学校まで使用するため、中学校入学時には小学校で作成したものを引き継ぐこと。

② 中学校の対応

<新1年生・新2・3年生>

時期	新1年生
11月 ～ 12月	中学校 小学校から関係書類の送付【全員】 - 小学校から送付される書類を基に、情報を把握する。 受領 - 中学校進学における食物アレルギー対応希望者連絡票 - 様式1 食物アレルギー個人調査票（写） 中学校 給食センターとの個別面談希望者の確認・日程調整【対応食】 - 給食センターの食物アレルギー対応食提供を希望する生徒のみ、保護者と個別面談の日程調整を行う。 - 面談用資料とするため、保護者から書類を提出してもらい、給食センターと情報共有することについて同意を得る。 受領 - 様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） - 様式2-2 給食対応調査表 中学校 給食センターへの個別面談申込【対応食】 - 給食センターへ書類を提出する。 提出 - 食物アレルギー対応食提供に係る個別面談希望調査票 - 様式1 食物アレルギー個人調査票（写） - 様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（写） - 様式2-2 給食対応調査表（写） 給食センター 中学校へ個別面談日を通知【対応食】 中学校 保護者へ個別面談日を連絡【対応食】 1月 ～ 2月 中学校・保護者・給食センター 個別面談の実施【対応食】 - 給食センターから食物アレルギー対応食提供に係る説明を行う。 - 保護者からの提出書類を基に、アレルギー症状や対応内容等を確認する。 - 給食での対応を希望する保護者に申請書を配付する。 配付 - 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書（新規用） - 牛乳代替飲料提供申請書 給食センター 中学校へ所見を送付【対応食】 中学校 食物アレルギー対応食提供要否に係る判断【対応食】 - 給食センターの所見を参考に、中学校と保護者で対応を協議する。 - 食物アレルギー対応食提供要否を校長が判断し、給食センター及び保護者へ連絡する。 中学校 新入生保護者説明会【給食対応無し】【基準食】 - 給食センターと面談済の生徒以外で学校生活での配慮を希望する生徒について、小学校からの送付書類や保護者からの提出書類を基に、個別面談にてアレルギー症状や対応内容等を確認する。 - 給食での対応を希望する保護者に申請書を配付する。 受領 - 様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） <給食での対応を希望する場合> - 様式2-2 給食対応調査表 配付 <給食での対応を希望する場合> - 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書（新規用） - 牛乳代替飲料提供申請書

様式2-1は医師が記入するため、医療機関の予約や受診状況により、提出が個別面談に間に合わない場合は、様式1を基に面談を行うこととし、様式2-2は様式2-1と一緒に提出してもらうこと。

時期	新1年生	新2～3年生
1月～2月	中学校 保護者からの申請【全員】 - 給食での対応を希望する保護者から申請書を提出してもらう。 受領 ＜給食での対応を希望する場合＞ - 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書（新規用） - 牛乳代替飲料提供申請書	中学校 個別面談実施【全員】 - アレルギー症状や対応内容等の変更の有無を個別面談等で確認し、引き続き対応を希望する保護者へ書類を配付し、提出してもらう。 配付・受領 - 様式3-2 食物アレルギー対応食等実施申請書（継続用） - 牛乳代替飲料提供申請書 ＜内容に変更がある場合＞ - 様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） - 様式2-2 給食対応調査表 - 様式5 食物アレルギー対応食等解除申請書 - 様式1 食物アレルギー個人調査票（保護者記入欄）
	中学校 食物アレルギー対応委員会【全員】 - 保護者からの提出書類を基に、具体的対応策を検討する。 - 必要に応じて、保護者の同意を得た上で、主治医・学校医から指導助言をもらう。 <u>校長が対応を決定する。</u> 中学校 給食センターへ食物アレルギー対応の申請【基準食】【対応食】 - 給食センターへ書類を提出する。 提出 - 様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（写）※基準食のみ - 様式2-2 給食対応調査表（写）※基準食のみ - 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書（新規用）（写） - 様式3-2 食物アレルギー対応食等実施申請書（継続用）（写） - 様式7 食物アレルギー等による給食対応について（報告）	
3月	中学校 牛乳代替飲料提供の申請【基準食】【対応食】 - 健康教育課へ申請書を提出する。 提出 - 牛乳代替飲料提供申請書 給食センター 学校へ実施決定の通知【基準食】【対応食】 受領 - 様式8 食物アレルギー等による給食対応について（通知）	
	中学校 小中連絡会【全員】 - 小学校から書類を受け取り、小学校での対応状況の情報を確実に引き継ぐ。 受領 - 様式1 食物アレルギー個人調査票（<u>原本</u>）	様式1は小学校～中学校まで使用するため、中学校入学時には小学校で作成したものを引き継ぐこと。
	中学校 対応の引継【全員】 対応委員会での決定事項や対応状況の情報等に関し、校内での引継を徹底する。	

時期	新1年生	新2～3年生
4月～	中学校 保護者へ実施決定の通知【基準食】【対応食】 ● 保護者に通知し、具体的な対応について話し合いを行う。 通知 ・様式4 食物アレルギー対応食等実施決定通知書 中学校 校内での体制整備【全員】 ● 校内での対応の共通理解を図る。 ● 食物アレルギーを有する生徒への対応食の提供方法や緊急時の対応（エピペン®の使用法等）について、校内で研修を行う。 ● 関係書類を個別にファイル等で管理する。 ● 献立確認書等を基に、給食従事者・管理職・担任等で給食の対応の確認を行う。	

<現3年生（新高1年生）>

時期	現3年生（新高1年生）
3月	中学校 保護者への書類返却【全員】 ● 保護者へ書類を返却する。 返却 ・様式2-1 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（<u>原本</u>）

4 学校給食での対応

食物アレルギー対応食の提供は、医師の診断をもとに、学校と保護者が十分に話し合いを行い、決定します。保護者との面談は、複数の職員で対応します。対象者の食物アレルギーの状況と調理場の設備や人員の面などの給食提供体制を考慮に入れ、安全に提供できる場合に食物アレルギー対応食の提供を行います。

仙台市の学校給食では、特定原材料等のうち下記の食品は、基準食を含め、年間を通じて献立に使用しないこととします（令和7年10月～対応開始）。

くるみ・そば・落花生・いくら・カシューナッツ・キウイフルーツ

<学校給食での食物アレルギー対応>

①：献立確認書や詳細献立表等での対応

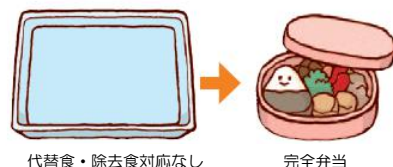
アレルゲン成分含有の情報等、献立に使用される食品について、献立確認書や詳細献立表、成分表を事前に配付し、お知らせします（場合によっては保護者との面談を行い、対応の内容を伝えます）。

保護者は、それらに基づき、献立の中から取り除いて食べるもの、または、食べる献立と食べない献立を本人と一緒に確認し、決めます。献立確認書に署名し、学校へ提出します。

②：弁当持参

【毎日弁当を持参する場合】

アレルギーの原因となる食品が多く、予定献立の学校給食を食べることができない場合は、「完全弁当持参」となります。



給食を止めて完全弁当持参の場合は、給食費の徴収はしません。

【献立によって弁当を持参する場合】

アレルゲンとなる食品が給食で使用されており、調理の過程で除去が困難な場合、または代替食を容易に準備できない場合は、「一部弁当持参」となります。

③：除去食の対応

除去食とは、調理の過程でアレルゲンとなる食品を除いた給食を提供することをいいます。調理の過程で除去が可能な場合に対応します。単品の果物やおかずを除くことも該当します。

【除去食の一例】（アレルゲン：卵）



基準食では、卵スープが提供されます。



卵スープに入る卵を除去します。

④：代替食の対応

代替食とは、除去した食品に対して、代わりの食品を加えたり、調理法を変えたりして完全な献立を提供することをいいます。代替の食品が容易に調達でき、安全に配慮し実施可能な場合に対応します。対応食の内容を複雑化させず、単純化して、安全性を高めることが大切です。

なお、「牛乳」や、主食である「米飯」「パン」がアレルゲンとなる場合、アレルギー対応で停止することができます。「牛乳」は代替飲料がありますが、「米飯」や「パン」は代替食の提供はありません。

【代替食の一例】（アレルゲン：乳、小麦）



基準食では、食パンと牛乳、スライスチーズ、ハンバーグ、汁物が提供されます。



ハンバーグの代わりに、鶏肉のソテーが提供されます。希望により、牛乳の代替飲料として、麦茶又はほうじ茶が提供されます（水筒持参も可）。仙台市では、主食の代替を行っていないため、家庭から持参してもらいます。

※「牛乳」「米飯」「パン」「おかず」を毎回停止する場合は、給食費が減額となります。

（給食費の詳細については、学校給食費事務取扱説明書を参照）

5 保護者との連携

対応に当たっては、日頃から保護者との連絡を密にし、児童生徒の健康状況や家庭での対応状況等を把握し、よりよい対応ができるようにします。お互いに情報交換を十分に行い、連携して取り組みます。

保護者から対象児童生徒に対して、食物アレルギー体質であることや主治医からの指示を正確に知らせておき、学校で変わったことが発生した時には、直ちに児童生徒本人が担任に申し出ることができるようにしてもらいます。連絡帳等も活用します。

学校給食での対応は、主治医の診断をもとに、保護者との面談後、食物アレルギー対応委員会などで検討し、校長が決定します。必要があれば、保護者と一緒に主治医から直接話を聞く機会を設けます。

学校給食で全て対応することは難しく、除去食で不足する栄養素などは家庭の食事で補ってもらえるように協力を求めます。

食物アレルギー対応食を提供している場合には、年に2～3回、保護者との面談を行い、対応状況や栄養状況について情報交換をします。

〈食物アレルギー対応食を提供する場合の毎月の流れ〉



学校が献立確認書等を保護者へ配付する。

保護者が献立確認書等をもとに対応をチェックし、献立確認書を学校へ返す。

保護者がチェックした献立確認書をもとに、除去食品・代替食品等を確認する。

管理職が対応を決定する。学校が献立確認書のコピーを保護者へ返す。

対応内容を作業工程表や調理指示書等に記入し、共通理解のもとに調理する。
対応内容を担任・養護教諭・調理員等の関係職員に周知し、誤食がないようにする。

※対応の詳細については、「第3章 学校給食の対応について」を参照

6 保護者への支援の留意点

医師の診断を受ける前から、必要以上の除去が保護者により実行され、児童生徒の成長・発育に支障をきたしていることもあります。

成長期の食物アレルギーの場合、単にアレルギーの原因食品を除去すればよいのではなく、代わりに摂取できる食品を探し、栄養面と発育発達のチェックを併せて行わなければなりません。

そのため、学校全体として、学級担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員が連携しながら、保健指導、栄養指導を行う必要があります。

(1) 支援の進め方

- ① 主治医からの診断名、症状、検査値、除去が必要な食品等を記した「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」等が提出され、学校での対応を決定します。
- ② 家庭での調理担当者等と児童生徒も同席して食事相談を行い、希望があれば継続します。
- ③ 相談内容や問題点などを記録します。必要に応じて、主治医の指示を仰ぎます。

(2) 食事相談のポイント

- ☆ 原因食品の特徴を理解し、医師の指示に基づいた除去を行う。
- ☆ 栄養面を考慮し、調理の工夫等で選択する食品の幅が広がるようにする。

- 体重・身長などの正常な発育のために、不足しがちな栄養素を補う食品やバランスのよい食事内容（主食・主菜・副菜の組合せ等）について情報提供をします。
- 原因食品の特徴を考慮し、選択できる食品の幅が広がるように調理の工夫等をアドバイスします。
- 規則正しい生活リズムや食習慣確立の重要性について確認します。
- 食事作りの心理的な負担が軽減できるような支援も心がけます。
- 医師とも連携し、よりよい食生活を目指します。

「食品の表示や外食の注意点などを正しく理解しましょう。」

「調理方法をこのように工夫する
といいですよ。」



7 学習活動での対応

学校給食だけでなく、教材教具等アレルギーが含まれる場合や調理実習などの食物・食材を扱う授業や活動、野外活動や修学旅行などの校外学習でも、食物アレルギーに配慮していく必要があります。その場合には、学級担任が保護者と連絡調整を十分に行った上で、校内で情報共有し、児童生徒の安全を確保します。

自己管理能力育成のためには、保護者と協力関係を保ち、児童生徒の指導に当たることが大切です。

(1) 教材教具等への配慮

教材や教具にアレルギーが含まれる場合には、保護者と相談し、安全に実施できることを確認してから実施します。安全な実施に影響がある場合は、活動内容を見直します。



アレルギー	配慮すべき教材教具，学習活動例
小麦	小麦粘土，うどん・パン作り体験，理科の実験
落花生 ※	豆まき，落花生の栽培
そば ※	そば打ち体験
大豆	大豆の栽培，みそ作り
牛乳	牛乳パックの洗浄

※は特にアナフィラキシーを起こしやすいもの

<考えられる対応例>

- ・粘土を使う活動：小麦が含まれていない素材（例：寒天・米粉 等）を利用した粘土を使用する。
- ・豆まき：落花生アレルギーの児童生徒がいる場合，落花生の使用は避ける。豆まきに大豆を使用する場合は，大豆アレルギーの児童生徒が誤食しないよう，見守り等の配慮を行う。まくものを食物以外のものとする。
- ・そば打ち体験：そばアレルギーの児童生徒がいる場合，活動内容を変更するなどの検討を行う。
- ・牛乳パックの洗浄：牛乳パック洗浄後の洗い場の洗浄・ふき取りを徹底する。牛乳以外の飲料の紙パックを使用する。

(2) 食に関する活動での配慮

学校行事や学級活動，家庭科の調理実習，総合的な学習の時間，クラブ活動等で食物・食材を扱う場合は，食物アレルギーを有する児童生徒に影響が無いかどうかを事前に確認し，計画を立てます。

影響があると考えられる場合には，学級担任が事前にお便り，連絡帳や電話連絡等で保護者に知らせ，安全を確認し，了解の上で学習活動を実施します。

<考えられる対応例>

- ・調理実習計画に食物アレルギーを有する児童生徒の確認欄を設ける。
- ・使用する食品を事前に保護者や本人に知らせる。
(ハムなど加工品を使用する場合はその原材料も知らせる。)
- ・可能な範囲でアレルギーの原因となる食品を避ける。
- ・微量の摂取や接触で症状が出る場合には，活動への参加の仕方を検討する。



(3) 校外学習での配慮

社会教育施設・ホテル・旅館等を利用した宿泊等を伴う野外活動・修学旅行等の校外学習や，学校外の施設での飲食を伴う校外学習では，関係者間で十分に連携し，緊急時の対応を事前に確認し，安全を十分に確保した上で活動を実施します。

①保護者・旅行業者・宿泊先・食事を提供する施設等との連携

旅行業者・宿泊先・食事を提供する施設等へ正確に児童生徒の食物アレルギーの状況を伝え，可能な対応を確認・共有します。

食事については、献立表や成分表等の情報提供を旅行業者・宿泊先・食事を提供する施設等へ依頼し、除去食や代替食等の可能な対応を確認し、保護者と対応を決定します。決定した対応については、児童生徒本人にも伝え、引率する教職員間でも情報共有します。配膳時には、予定していた食事が確実に提供されているか、施設職員と教職員での確認を徹底します。喫食中は、当該児童生徒が提供された食事以外のものを口にしないように配慮することも必要です。

②緊急時の対応

保護者と事前に相談し、アレルギー症状を発症した場合の対応を確認します。特に緊急性が高いアレルギー症状の判断基準等を共有しておき、必要な場合は速やかに救急車の要請を行います。

持参する内服薬やエピペン®等の保管場所を明確にするとともに、使用が必要なケースについて、事前に保護者に確認を行います。また、重篤な症状を引き起こす可能性がある児童生徒の場合は、保護者と相談し、現地の医療機関に緊急時の対応等を事前に連絡しておくことも検討します。

校外学習中は緊急時に連絡が取れるよう、保護者の協力・理解を得ておきます。

<考えられる対応例（野外活動）>

- ・施設での可能な範囲での除去食の提供（施設職員・学校との協議）
- ・自宅からの食事の持参（レトルト食品等）
- ・野外炊飯での食材検討（小麦アレルギー…カレーウ除去）
- ・おやつ、飲料の検討
- ・枕のそば殻除去
- ・現地の医療機関への協力要請
- ・旅行業者との連携



<考えられる対応例（修学旅行）>

- ・可能な範囲での除去食、代替食の提供（宿泊先等・学校との協議）
- ・自宅からの食事の持参（レトルト食品等）
- ・自主研修等でのグループへの食事選択に係る指導や飲食店への事前確認
- ・枕のそば殻除去
- ・現地の医療機関への協力要請
- ・旅行業者との連携

（４）朝の活動、昼休み、部活動などでの配慮

食物アレルギーの既往がない児童生徒が、給食後の運動により食物アレルギー症状を起こすことがあります。中でも、特定の食物摂取後、運動によって、じん麻疹、下痢、腹痛、息苦しさ、血圧低下や意識障害などが誘発される「食物依存性運動誘発アナフィラキシー」というアレルギー症状を起こすケースがあります。

学校は、朝食後の学校での朝の活動、給食後の昼休みや5校時目の体育、部活動等の際には十分な健康観察を行い、体調のすぐれない児童生徒がいた場合には、アレルギー症状を疑って、速やかに対応できるようにしておくことが大切です。

事例 1（朝）

朝の健康観察で、口の中に違和感を児童が訴えた。話を聞くと、朝食にさくらんぼをいつもの量以上摂取し、急いで登校してきたということであった。食物アレルギーを有していない児童であったが、病院の受診で「口腔アレルギー症候群」の疑いがあると診断された。

*** 朝の会では、十分な健康観察が必要です。**

事例 2（昼休み）

昼休み後、教室に戻ってきた児童がかゆがっている。食物アレルギーを有していない児童であったが、給食後ということもあり、食物アレルギーを疑って担任が付き添って保健室まで連れて行った。その後、症状の改善が見られず、息苦しさも訴えたため、救急車を要請。原因となる食品は不明（後日検査を行う）であるが、食物アレルギーが疑われるとのことであった。

*** 昼食後は、食物アレルギーを有していない児童生徒にも配慮が必要です。**

事例 3（5校時目の体育や部活動）

体育のランニング中に、全身の発赤と手足のしびれが見られ、嘔吐した。暑かったので、熱中症も疑われた。病院では「食物依存性運動誘発アナフィラキシー」であると診断された。食物アレルギーを有していない生徒であったが、給食で食べたエビチリがアレルギーの原因と考えられた。

*** 授業時間帯だけでなく、部活動も含めて十分な健康観察を行うことが必要です。**

8 食物アレルギー対応における教職員等の役割

食物アレルギー対応が必要な児童生徒のために、校長の指導のもと、それぞれの職務に応じて、関係職員で「食物アレルギー対応委員会」等を組織し、学校全体で対応します。食物アレルギー対応について、日頃から校内の共通理解を図るとともに、積極的に連携・協力していくことが大切です。

＜校長の役割＞

- 校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者として、研修等を通して職員の共通理解が図られるように指導する。
- 食物アレルギー対応委員会を設置する。
- 保護者と面談した際、基本的な考え方や対応策を説明する。
- 実施決定基準に照らし、関係職員と話し合いの後、最終的な対応を決定する。

＜給食主任・保健主事の役割＞

- 食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全職員間で連携を図る。
- 保護者との面談の際、児童生徒の実態や保護者の要望等を確認する。

＜栄養教諭・学校栄養職員の役割＞

- 個別面談に出席し、アレルギーの原因となる食品や症状、家庭での除去食の状況等を確認する。
- 給食でどのような対応ができるのかを検討し、校長に報告する。
- 給食での対応の決定後、関係職員・保護者とともに毎月の対応について協議する。
- 必要に応じ、保護者に献立確認書、詳細献立表等を配付し、確認してもらう。
- 作業工程表等を作成する際には、アレルギーの原因となる食品に注意を払うとともに、混入がないよう調理指示を行う。
- 給食時の全般について学級担任と連携を密にし、安全な給食を提供する。

＜調理員・給食パート職員の役割＞

- 食物アレルギーを有する児童生徒の実態について理解し、対応食の内容を確認する。
- 栄養教諭・学校栄養職員の調理指示のもとに、対応する食品を確認した上で、作業工程表等をチェックしながら、安全かつ確実に作業する。
- 管理職、栄養教諭・学校栄養職員の指示のもとに、個人の対応食を確認した上で、搬送にあたる。

＜教頭の役割＞

- 保護者や関係機関との窓口として、全体の連絡調整を行う。
- 食物アレルギー対応委員会の企画、調整を行う。

＜学級担任の役割＞

- 食物アレルギー対応を必要とする児童生徒が安全で楽しい給食時間を送ることができるよう十分に配慮する。
- 他の児童生徒に対して、発達段階に応じた指導を行い、食物アレルギーを正しく理解させる。
- 保護者と面談し、児童生徒の実態や保護者の要望、緊急時の対応等を確認し、職員間で共有する。
- 給食時間は、決められた確認作業を確実にを行い、誤食を防ぐ。
- 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の職員に十分な引継ぎを行う。
- 内服薬やエピペン®を処方されている場合には、こういった症状の時に使用するのか事前に十分に確認する。

＜養護教諭の役割＞

- 食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握する。
 - ・ アレルギーの原因となる食品
 - ・ 食物アレルギー症状
 - ・ 主治医及び指示内容
- 学級担任、栄養教諭・学校栄養職員、他の職員との連携を図る。
- 食物アレルギーについての知識や対応、エピペン®の使用方法を全職員に周知する。
- 食物アレルギー症状が出た場合の処置方法を確認する。
- 主治医、学校医と連携を図り、該当児童生徒が誤食した場合や運動後に症状が出た場合の応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。
- 内服薬やエピペン®を処方されている場合には、こういった症状の時に使用するのか事前に十分に確認する。



第3章

学校給食の対応について

給食の誤配や誤食を防ぐためには、複数の目で確認することが重要です。

- (1) 保護者のチェック
 - (2) 学校・給食室・給食センターのチェック
 - (3) 担任のチェック
 - (4) 本人のチェック
 - (5) 友達のチェック
- の『5重のチェック』で誤配や誤食を防ぎましょう。
第3章では、第2章を受け、より具体的な給食での対応を紹介します。



1 給食の誤配・誤食の防止

5重のチェックで 誤配・誤食を防ぎましょう！

給食の誤配や誤食を防ぐためには、給食室や給食センターのチェックだけではなく、アレルギーの原因となる食品の確認を保護者、管理職、担任等の複数の目で行うことが重要です。

また、児童生徒の発達段階に応じて、学級の児童生徒への食物アレルギーの指導、そして、食物アレルギーを有する児童生徒の自己管理能力の育成を図る必要があります。

(1) 保護者のチェック、(2) 学校・給食室・給食センターのチェック、
(3) 担任のチェック、(4) 本人のチェック、(5) 友達のチェックの5重のチェックで、誤配・誤食を防ぎましょう。



献立確認書原案・詳細献立表原案等を作成し、管理職とともに複数の目で翌月の対応を確認します。



学校は、アレルギー対応の申請がある保護者に、献立確認書・詳細献立表等を配付します。
保護者が十分に確認できるように余裕をもって配付します。



(1) 保護者のチェック

保護者は、献立確認書・詳細献立表等をもとに、除去食や代替食を本人と一緒にチェックします。
本人が食べられるものと食べられないものが分かるように話してもらいます。



保護者はチェックをした後、献立確認書を学校に返送します。連絡が一方通行にならないように、献立確認書に保護者の署名をもらいます。



〇年度		〇月 献立確認書		例 19日	
月	日	献立	アレルギー対応	アレルギー対応	アレルギー対応
3	月	ごはん、味噌汁、わかめ、お豆腐、お肉、お野菜、お果物、おデザート	アレルギー対応	アレルギー対応	アレルギー対応
4	火	ごはん、味噌汁、わかめ、お豆腐、お肉、お野菜、お果物、おデザート	アレルギー対応	アレルギー対応	アレルギー対応
5	水	ごはん、味噌汁、わかめ、お豆腐、お肉、お野菜、お果物、おデザート	アレルギー対応	アレルギー対応	アレルギー対応
6	木	ごはん、味噌汁、わかめ、お豆腐、お肉、お野菜、お果物、おデザート	アレルギー対応	アレルギー対応	アレルギー対応
7	金	ごはん、味噌汁、わかめ、お豆腐、お肉、お野菜、お果物、おデザート	アレルギー対応	アレルギー対応	アレルギー対応

仙台市立〇〇小学校長 様

〇月の除去食品及び献立は、上記のとおりです。

〇年〇月〇日 〇年〇組 児童生徒名 保護者名



(2)学校・単独調理校給食室・給食センターの チェック

栄養教諭・学校栄養職員は除去食・代替食を確認し、対応を管理職へ報告します。

(必要に応じて電話等で保護者に確認します。)

管理職は、献立確認書と対応を確認し、対応を決定します。

学校は、献立確認書のコピーを保護者へ返送します。
原本は、学校で保管します。

学校は、児童生徒のアレルギー対応を確認し、全職員で共通理解を図ります。

担任は、保護者の了解を得て、献立確認書を教室に掲示します。

栄養教諭・学校栄養職員は、作業工程表等へ記入をし、調理指示を出します。全員での共通理解が図れるように打合せの時間を確保することも大切です。
搬送担当者は、配膳室の所定の場所に確実に対応食を置いたかを確認します。



(3)教室(担任)の チェック

(4)教室(本人)の チェック

(5)教室(友達)の チェック



(1)保護者のチェック

☑食物アレルギーの対応を希望する保護者に献立確認書を配付します。



※対応を希望する保護者とは、「食物アレルギー対応食等実施申請書」の提出がある保護者です。

＜献立確認書を配付する目的＞

食物アレルギーを有する児童生徒が、給食で何の食品を除去するのか、代替食が提供される場合は、何の食品が除去になりその代替食品が何になるのかを事前に確認すること、そして給食が提供される当日も確認することが必要です。

食品の除去や代替食提供に関して、給食室や給食センターの栄養教諭・学校栄養職員の対応任せ、本人による除去任せになっている場合があるかもしれません。

献立確認書をもとに、複数の目でチェックする体制を整えることが誤配や誤食の防止につながります。

〇年〇組 児童生徒氏名 〇〇〇〇さん		〇月 献立確認書				例 仙台市〇〇小学校
日	曜日	こんだてめい	おまなしよくひんとはたらき おまなしよくひんとはたらき おまなしよくひんとはたらき	おまなしよくひんとはたらき おまなしよくひんとはたらき おまなしよくひんとはたらき	おまなしよくひんとはたらき おまなしよくひんとはたらき おまなしよくひんとはたらき	家庭から
1	水	チャウカカレー ギョウザにゅう ごはん いりたま ごスープ たまご焼き きんぴら じゃがいも	ごはん 味噌汁 ごま油 しょう油 パスタ じゃがいも あまのり	おにぎり ぎょうざにゅう ししやも (たまご) ハム	にんじん たけのこ ごぼう グリーンピース じゃがいも	
2	木	小豆コロッケ ギョウザにゅう スパゲッティ ミートソース (肉じゃが) いんげん じゃがいも	パスタ スパゲッティ あまのり	ぎょうざにゅう たいや ふたにん チーズ	にんじん たまご グリーンピース しょう油 にんにく キャベツ セロリ グリーンアスパラ	
20	月	じゃがいも じゃがいも じゃがいも じゃがいも じゃがいも じゃがいも	パスタ じゃがいも じゃがいも	ぎょうざにゅう (たまご) いんげん えんめい チーズ クリーム	パセリ たまご トマト	
21	火	おむねごはん ギョウザにゅう きんぴらのかぼちゃ なめこしる キャベツのレンジづけ	ごはん おむねごはん でんふん あまのり	ぎょうざにゅう きんぴら えんめい	しょうが なめこ みつば キャベツ きゅうり レモン	
22	水	ごはん ギョウザにゅう ふたにん しょうがやき わかめのめしる アーマンド じゃがいも	ごはん じゃがいも アーマンド あまのり	ぎょうざにゅう ふたにん わかめ しょう油	しょうが にんじん じゃがいも キャベツ もやし	
23	木	小豆とちやうめん ぎょうざにゅう だいずとごぼうのまき けんちんうどん ひじきいりおひたし	おまなしよくひん でんふん じゃがいも あまのり	ぎょうざにゅう たいや うやなご あまのり ひじき	にんじん だいこん ごぼう ねぶたね ほししいたけ 二まつな もやし	
24	金	おむねごはん ギョウザにゅう おむねごはん おむねごはん	ごはん おむねごはん あまのり じゃがいも アーマンド	ぎょうざにゅう おにぎり チーズ	にんじん たまご きゅうり おむねごはん グリーンアスパラ	
28	火	ごはん ギョウザにゅう きんぴら じゃがいも わかめ じゃがいも	ごはん じゃがいも えんめい	ぎょうざにゅう ししやも わかめ おにぎり こうやどろみ ちくわ	たけのこ にんじん きゅうり なつめ	
29	水	ごはん ギョウザにゅう きんぴら じゃがいも わかめ じゃがいも	ごはん あまのり えんめい	ぎょうざにゅう ふたにん えんめい	にんじん ねぶたね きのこ たけのこ しょうが だいこん きゅうり レモン だし	
30	木	メロンパン 代替のものを持参をお願いします。 おむねごはん じゃがいも おむねごはん じゃがいも	でんふん じゃがいも あまのり	ぎょうざにゅう とうもろこし たまご とろろ じゃがいも パスタ	たまご にんじん ブロッコリー キャベツ にんにく しょう油 オリーブオイル しょう油	パンを 持たせま
31	金	ごはん ギョウザにゅう きんぴら じゃがいも わかめ じゃがいも	ごはん あまのり えんめい	ぎょうざにゅう たいや おにぎり しょう油 あまのり	しょうが きのこ しょう油 ねぶたね しょう油 だいこん ほししいたけ	

〇年〇月〇日

仙台市立〇〇小学校長 様

〇月の食物アレルギーの献立については、上記献立確認書のとおりとすることについて承認いたします。

〇年〇組 保護者名

献立確認書は、単独調理校や各給食センターによって、配付する様式に違いがありますが、次の点が確認できるようになっていることが必要です。

- ☑ 除去する食品
- ☑ 代替される食品
- ☑ 保護者の署名

保護者が記入できる欄を設け、対応の変更や家庭から持参するものなどを書いてもらうようにします。

☑献立確認書をもとに、食物アレルギーの原因となる食品を本人と一緒に保護者にチェックしてもらいます。チェックしたものに保護者が署名をし、学校へ返却してもらいます。

*何が食べられて、何が食べられないのか、保護者から児童生徒本人に話し、確認してもらうことが大切です。

*学校や給食センターから毎月の献立確認書を渡すだけでは、保護者に確実に渡っているのか確認ができません。保護者がチェックしたことを学校側で確認するため、保護者から献立確認書へ署名をもらい、学校へ返却してもらいます。

献立確認書のコピーを保護者へ返送します。

* 献立確認書は、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員だけでなく、管理職や担任も共に確認します。不明な点や疑問点があった場合は、再度保護者に確認をします。

* 原本は学校保管とし、コピーを保護者に返送します。

* 献立確認書が家庭と学校にあることで、保護者と担任は共通した確認の声掛けをすることができます。

<対応の一例>

〇年〇組 児童生徒氏名 〇〇〇〇さん		〇月 献立確認書				例
日	曜日	献立	おもなアレルギーと対応	おもなアレルギーと対応	おもなアレルギーと対応	家庭から
1	月	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
2	火	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
3	水	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
4	木	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
5	金	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
6	土	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
7	日	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
8	月	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
9	火	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
10	水	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
11	木	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
12	金	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
13	土	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
14	日	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
15	月	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
16	火	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
17	水	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
18	木	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
19	金	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
20	土	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
21	日	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
22	月	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
23	火	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
24	水	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
25	木	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
26	金	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
27	土	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
28	日	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
29	月	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
30	火	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	
31	水	鶏肉の煮込み ごはん りんごのデザート	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	鶏肉アレルギー りんごアレルギー	

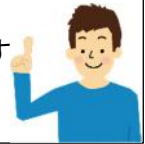


除去する食品に間違いはないか、代替食を提供する場合は、それを食べてもよいか、食物アレルギーの程度により成分表を確認してもらうなど、家庭でも事前に確認してもらうことが大切です。

献立確認書は学校からの一方通行ではなく、保護者の確認をもらい、学校と保護者で2重にチェックをします。

ヒヤリハット！

「先生、うちの子これは食べられません！」と、保護者が気付いてくれる場合があります。逆に食べることができますということもあります。学校と保護者双方での確認が大切です。



保護者とのやり取り（連絡帳や電話で確認したことなど）は、コピーをしたり、メモを残したりして、ファイリングしておきます。

学年ごとに色分けをして、ファイリングしている一例です。職員室に保管をし、教職員が誰でもすぐに確認できるようになっています。

（* 個人情報のため、保管場所を施錠するなど、管理に留意する必要があります。）

<献立確認書の提出について>

◎保護者への献立確認書の提出依頼については、各種様式をお使いください。

（C4th 書庫からダウンロード可能です。）

「（単独調理校用）食物アレルギー対応 献立確認書の提出について」

「（センター対象校用）食物アレルギー対応 献立確認書の提出について」

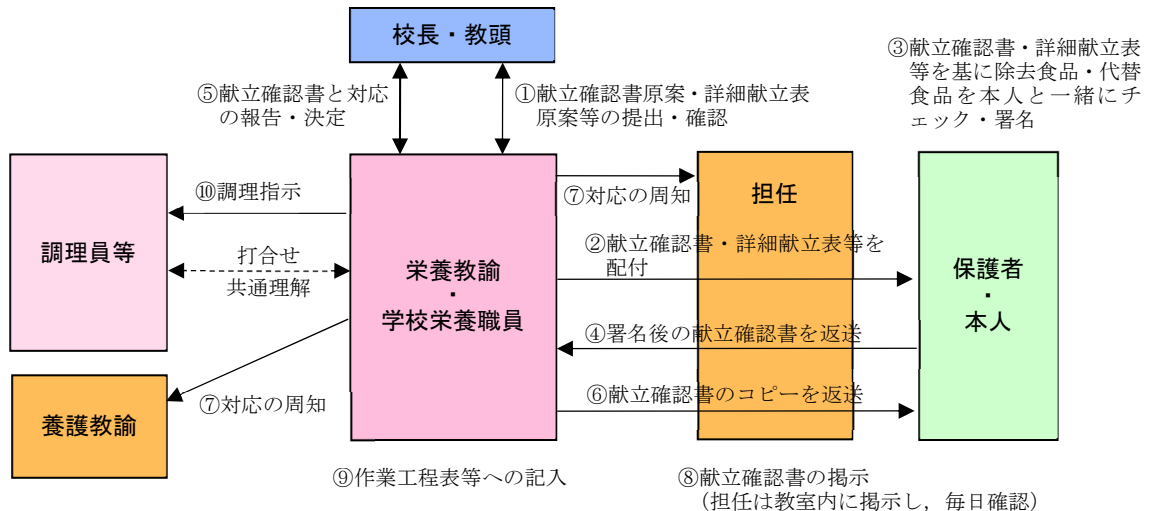
(2) 学校・単独調理校給食室・給食センターの チェック

☑ 栄養教諭・学校栄養職員だけでなく、学校全体で組織的に対応します。

① 単独調理校の例



年に2～3回、保護者と面談を行い、対応状況や栄養補給状況について共通理解を持つ。



確認の流れ

- ① 栄養教諭・学校栄養職員は、献立確認書原案・詳細献立表原案等を管理職に提出する。
管理職は、献立確認書原案・詳細献立表原案等を確認する。
- ② 栄養教諭・学校栄養職員は、申請に基づき、献立確認書・詳細献立表等を保護者に配付する。
- ③ 保護者は、献立確認書・詳細献立表等を基に、除去食品・代替食品を本人と一緒にチェックし、署名する。
- ④ 保護者は、署名後の献立確認書を学校に返送する。
- ⑤ 栄養教諭・学校栄養職員は、保護者からの献立確認書を基に、除去食品・代替食品を確認し、対応を管理職へ報告する（必要に応じて直接電話等で保護者に確認する）。
管理職は、献立確認書を確認し、対応を決定する。
- ⑥ 栄養教諭・学校栄養職員は、献立確認書のコピーを保護者に返送する。
原本は、学校保管とする。
- ⑦ 栄養教諭・学校栄養職員は、担任と養護教諭にアレルギーの対応を周知する。
- ⑧ 担任は、保護者の了解を得て、献立確認書を教室に掲示する。
- ⑨ 栄養教諭・学校栄養職員は、決定した対応に基づき、作業工程表や調理指示書等へ記入する。
- ⑩ 栄養教諭・学校栄養職員は、調理員等に献立確認書等を基に調理指示を出す。
(打合せを十分に行い、共通理解を図る。)

〔調理の際には〕

- * 検収時，アレルギー対応食に使用する食品が間違いなく納品されているか確認します。
- * 作成された作業工程表・作業動線図・調理指示書等を基に，調理に関わる全員で打合せを行い，除去または代替する食品，調理途中ででの取り分け，運搬等について，共通理解を図ります。
- * 調理作業に入る前に，使用する食品や調味料を複数の職員で確認します。
- * アレルギーの原因となる食品（加工食品含む）の調理過程での混入等に十分注意します。
- * 個別のアレルギー対応食が指示通りに容器等に分けられたか，複数の職員で確認します。
- * 原材料と調理済食品から，それぞれ 50 g 以上の保存食を取ります。
- * 校長は，アレルギー対応食も含め，検食を行います。



〔配送・配膳の際には〕

- * 献立確認書や作業工程表等を基にチェックし，誤配がないようにします。
- * 対象児童生徒の専用食器や容器・配膳トレイには，学年・組・氏名を明記します。学級内にアレルギー対応食を提供する児童生徒が複数おり，誤配の可能性がある場合には，さらに表示方法等の工夫を行います。
- * 配膳室等での受け取りについては，児童生徒ではなく担任等の教職員が対応します。

〔配膳後には〕

- * 配膳室等にアレルギー対応食が残っていないか，管理職等が確認します。



〔予定献立に変更が生じた場合〕

- * 予定献立の変更が生じた場合には，保護者に連絡します。
- * 急な変更の場合には，アレルギー対応食を提供しないことも含めて，管理職が対応を決定します。

ヒヤリハット①【食材の確認不足】

「がんもどき」に、「ごま」や「山芋」が含まれていた。納品時のラベルの確認で気づき，除去食の対応とした。

「がんもどき」の他にも，「玉こんにゃく」に「ごま」が入っていたり，「お好み焼きの粉」に「山芋」が含まれていたりすることがあるため，使用食材の確認をしっかりと行います。

ヒヤリハット②【年度初めの確認不足】

新学期，クラス確認が不十分で，アレルギー対応食が隣のクラスの棚に置かれてしまった。担任が気付いて本人に渡した。

新年度の忙しい時期に起こりがちな「ヒヤリハット」です。このような時期こそ丁寧に，給食室の従事者も含め，複数の目で確認をします。

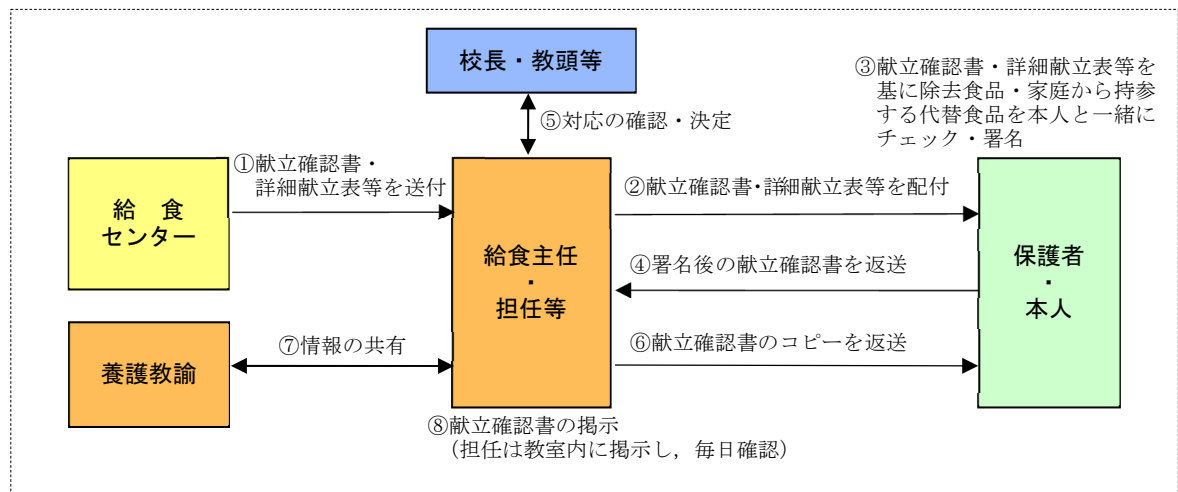
ヒヤリハット③【複数の対応の中での誤配】

「八宝菜」で，「えび抜き」「いか抜き」「うずら卵抜き」の 3 種類の除去食を作った。それぞれの対応食を配食したつもりだったが，「うずら卵抜き」対応の児童に「えび抜き」の除去食を誤配してしまった。食べる前に本人が気づき，担任に伝えた。

アレルギー対応食の種類が増えると，誤配などのリスクが高くなります。安全に提供するため，内容を単純化して安全性を高めることや，二重・三重の確認により，事故防止を図ります。

② 給食センター対象校の例

【基準食献立を提供する場合（本人が除去）】



確認の流れ

- ① 給食センターは、申請に基づき、献立確認書・詳細献立表等を学校に送付する。
- ② 担任等は、保護者に献立確認書・詳細献立表等を配付する。
- ③ 保護者は、献立確認書・詳細献立表等を基に、除去食品・家庭から持参する代替食品を本人と一緒にチェックし、署名する。
- ④ 保護者は、署名後の献立確認書を学校に返送する。
- ⑤ 担任等は、管理職らと対応の確認をし、管理職は対応を決定する。
(担任等は、必要に応じて直接電話等で保護者に確認する。)
- ⑥ 担任等は、献立確認書のコピーを保護者に返送する。
原本は、学校保管とする。
- ⑦ 担任等及び養護教諭は、互いに情報を共有する。
- ⑧ 担任は、保護者の了解を得て、献立確認書を教室に掲示する。

〔調理の際には〕

*保護者や学校にお知らせした内容で確実に調理・配送されるよう確認します。

〔予定献立に変更が生じた場合〕

*予定献立の変更が生じた場合には、給食センターからの連絡を受け、担任等から保護者に連絡をします。

*急な変更の場合には、管理職が対応を決定します。

〔配食の際には〕

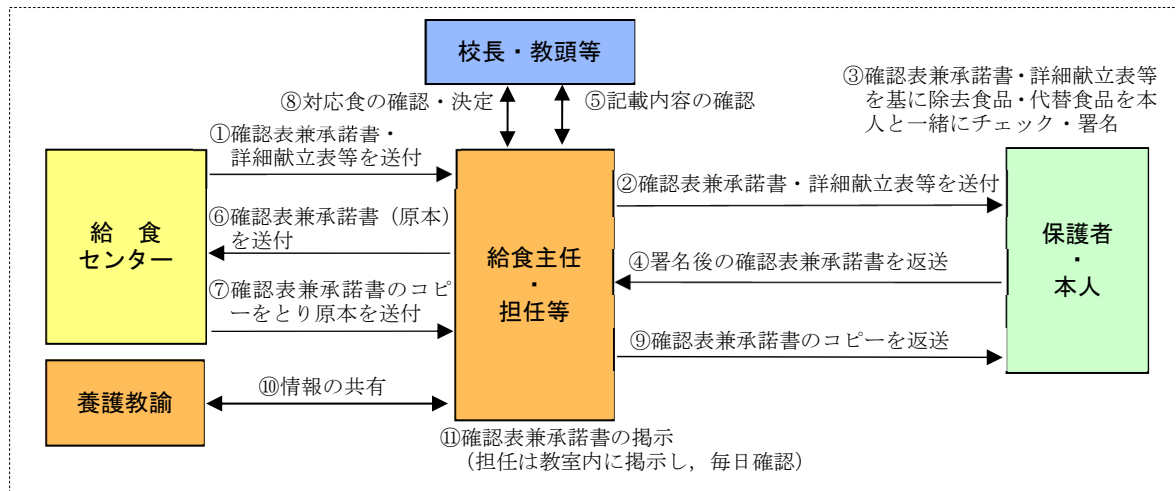
*担任は、献立確認書を基に、除去する食品の確認を行います。

*児童生徒の発達段階に応じて、除去を手伝います。

〔その他〕

*管理職は、教室に献立確認書が掲示されているか、本人がきちんと除去できているか、定期的に教室を見回り、確認します。

【食物アレルギー対応食を提供する場合】



確認の流れ

- ☐ ① 給食センターは、申請に基づき、確認表兼承諾書・詳細献立表等を学校に送付する。
- ☐ ② 担任等は、保護者に確認表兼承諾書・詳細献立表等を配付する。
- ☐ ③ 保護者は、確認表兼承諾書・詳細献立表等を基に、除去食品・代替食品を本人と一緒にチェックし、署名する。
- ☐ ④ 保護者は、署名後の確認表兼承諾書を学校に返送する。
- ☐ ⑤ 担任等は、管理職らと保護者の記載内容を確認する。
(担任等は、必要に応じて直接電話等で保護者に確認する。)
- ☐ ⑥ 担任等は、確認表兼承諾書の原本を給食センターへ送付する。
- ☐ ⑦ 給食センターは、確認表兼承諾書のコピーをとり、原本を学校に送付する。
- ☐ ⑧ 担任等は、管理職らと対応食の内容を確認し、管理職は対応を決定する。
- ☐ ⑨ 担任等は、確認表兼承諾書のコピーを保護者に返送する。原本は、学校保管とする。
- ☐ ⑩ 担任等及び養護教諭は、互いに情報を共有する。
- ☐ ⑪ 担任は、保護者の了解を得て、確認表兼承諾書を教室に掲示する。

【調理の際には】

- * 調理指示書や作業工程表等を基に、調理員との打合せを十分行います。
- * 調理室において、除去すべき原因食品が混入しないように注意して調理します。
- * 原材料と調理済食品から、それぞれ 50 g 以上の保存食を取ります。
- * 給食センター所長は、食物アレルギー対応食も含め、検食を行います。

【配送・配膳の際には】

- * 確認表や作業工程表等を基にチェックし、誤配がないようにします。
- * 学級内に食物アレルギー対応食を提供する児童生徒が複数おり、誤配の可能性がある場合には、学校では、名札等を色分けする・机に目印を付ける等の工夫をします。
- * 搬送パート、担任、管理職等は、直接手渡しによって食物アレルギー対応食を確認します。
- * 配膳室等での受け取りについては、児童生徒ではなく担任等の教職員が対応します。
- * 担任等の教職員は、配膳時に食物アレルギー対応食が確実に本人に届くように、対象児童生徒専用の配送容器に記載された名前を必ず確認し、本人に手渡します。

【予定献立に変更が生じた場合】

- * 予定献立の変更が生じた場合には、給食センターからの連絡を受け、担任等から保護者に連絡をします。
- * 急な変更の場合には、給食センターとの協議の上、管理職が対応を決定します。

給食センターにおける食物アレルギー対応食の提供

食物アレルギー対応食の献立

食物アレルギー対応食の調理は、アレルギー専用調理室で行います。

安全で間違いのない調理を行うため、対応食の献立は、一般の児童生徒に提供される給食の献立（基準献立）を基に、下記のアレルギー原因食品の一部又は全部を取り除いた、あるいは一部代替食品を使用した献立を原則2種類（A・B）作成し、児童生徒の状態に応じてどちらかが提供されます。

【アレルギー原因食品（特定原材料等 28 品目及び種実類）】

特定原材料（8品目）	えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生
特定原材料に準ずるもの （20品目）	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、 キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、 マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン
その他	種実類（くり等）

※上記の原因食品は、給食センター単位でその食品をアレルゲンとする児童生徒がいない場合、献立に使用することがあります。

【食物アレルギー対応食の献立例】

		対応品目が少ない (卵・種実類等)	対応品目が多い (最大 28 品目・種実類)	提供例	
基準献立	A 献立	B 献立		児童① えび・小麦	児童② 卵・乳・さけ
さけフライ	さけフライ	あじフライ		A	B
さけ	さけ	あじ			
塩・こしょう	塩・こしょう	塩・こしょう			
パン粉	乾燥マッシュポテト	乾燥マッシュポテト	or		
小麦粉	米粉	米粉			
植物油	植物油	植物油			
ソース	使用しない	使用しない			
えびとうずら卵のワンタンスープ	えびのワンタンスープ	豚肉と野菜のスープ		B	A
えび	えび	豚肉			
うずら卵	使用しない	使用しない			
ワンタン	ワンタン	使用しない			
にんじん	にんじん	にんじん	or		
はくさい	はくさい	はくさい			
ねぎ	ねぎ	ねぎ			
しょうゆ	アレルギー対応しょうゆ	アレルギー対応しょうゆ			
中華スープのもと	(乾)しいたけ	(乾)しいたけ			
塩・こしょう	塩・こしょう	塩・こしょう			
ごま油	使用しない	使用しない			
はるさめサラダ	はるさめサラダ	B 献立なし		A	A
はるさめ	はるさめ				
にんじん	にんじん				
きゅうり	きゅうり				
キャベツ	キャベツ				
中華ドレッシング	手作りドレッシング				
ヨーグルト	ヨーグルト	ゼリー		A	B
ヨーグルト	ヨーグルト	ゼリー (ゼラチン不使用)	or		

※調味料等の一部はアレルギー対応のものを使用します。

※卵・小麦粉・調理用牛乳・ごまは、飛散の危険性からすべてにおいて使用しません。

※パン・米飯の代替品は提供していません。

対応食を提供する場合は、日毎・献立毎ではなく、継続して毎食対応食が提供されることとなります（弁当持参との併用は可）。安全で確実に調理、配送・配食を行うため、基準献立との併用はできません。献立によっては、本人にとって原因食品以外の食品も除去されることがあるため、「基準献立においてアレルギー原因食品の使用頻度がごく少ない場合」や基準献立にアレルギー原因食品が入っている場合でも、「体調によって食べられる」「加熱すれば食べられる」「自分でアレルギー原因食品を取り除くことができる」という児童生徒には、基準献立での給食を勧める場合もあります。

食物アレルギー対応食の配送・配食



＜食物アレルギー対応食提供までの流れ＞

①食物アレルギー対応食は、給食センターから学校へ、対象児童生徒専用の配送容器で届けられます。

②配送容器は、給食センター配送員から学校の搬送担当者へ直接手渡しをします。学校では、学校名・名前等を確認して受け取ります。

③学校側では、誤配・誤食がないように、搬送パート・管理職等・担任が直接手渡しにより対応食を確認し、ランチジャーに添付された確認表等に押印・サイン等を行った上で、対象児童生徒へ渡します。

【注意！】

教室に掲示された確認表兼承諾書と献立内容が一致していることを確認します。

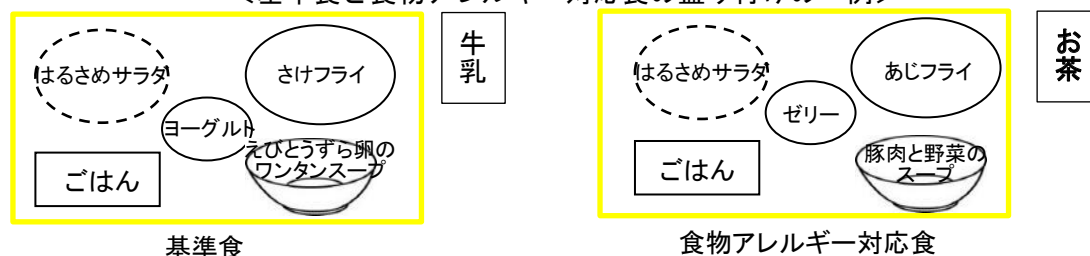
④基準食の「盛り付け表」を参考に、ランチジャーの対応食を汁椀等の食器に盛り付けます。

【注意！】

対応食提供の児童生徒は、おかわりなど、基準食（おかず）を食べることはできません。

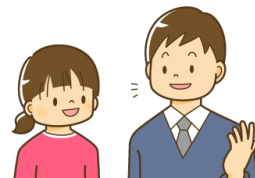
⑤喫食後は、食器をバットに戻します。食べ残しがある場合は、それぞれのおかずが入っていた容器に入れて返却します。（アレルギー専用調理室に原因となる食品を持ち込まないようにするため、基準食を配食した食器等と混ざらないように注意します。）

＜基準食と食物アレルギー対応食の盛り付けの一例＞



(3)教室(担任)のチェック

☑保護者の了解を得て、献立確認書を教室に掲示します。



「今日の給食で、児童生徒のアレルギーの原因となる食品は何なのか？」

「除去する食品（献立）は何なのか？」「除去した食品（献立）の代替食は何なのか？」

給食前は時間も限られており、他の児童生徒の体調不良への対応、生徒指導等の対応などを行わなければならないことがあります。給食の時間だけでなく、毎朝の健康観察の際に、今日の給食について確認するなど、対応を工夫します。

〔朝の会〕＊健康観察、家庭からの連絡有無の確認、持参する代替食の確認をします。

＊対応児童生徒が欠席の場合には、給食関係職員へ連絡します。

〔食事前〕＊食物アレルギー対応が必要な児童生徒の給食は最初に配膳するなど、教室内での誤配食を防ぐ工夫をします。

＊献立確認書をもとに、担任と本人とで間違いなく配膳されたか確認します。

〔食事中〕＊周囲の児童生徒からの食物接触や誤食に十分注意します。

〔食事後〕＊対象児童生徒の食後の健康状態を観察します。

＊後片付けの際には、食器具等に残ったアレルギーの原因となる食品が該当児童生徒の手指等に付着して誤食につながらないように指導します。

〔教室チェックの際には〕＊献立確認書を教室に掲示し、給食の対応を毎日確認します。



保護者の了解を得て、献立確認書を教室に掲示します。教室へ掲示し、担任・本人・友達がチェックすることで、誤配食を防ぎます。



献立表をめくると、献立確認書が確認できるようになっています。アレルギーを有する児童生徒の気持ちや発達段階に応じた対応例があります。

献立確認書は、教室への掲示以外にも、教室の担任の机や給食当番チェック表と一緒にファイルする等、様々な保管方法があります。

掲示以外の方法で対応する場合は、担任以外の教職員全員で献立確認書の場所を共通理解して対応すること、いつでもすぐに取り出し、確認ができるようにしておく必要があります。



〔食物アレルギーを有する児童生徒が給食当番の際には〕

アレルギーを有する児童生徒が給食当番を行う場合は、原因食品に触れないようにします。

給食当番チェック表							
7月		年		組			
日	曜	下痢をしていない	発熱・腹痛 嘔吐がない	白衣・帽子 を身につけている	手・指は きれいに洗った	アレルギー 対応食の 確認をした	備考
1	月						
2	火						
3	水						
4	木						

〔給食当番チェックの際には〕

給食当番表の中に、左記のようにチェック欄を設けるなど、確認方法を工夫します。



〔おかわりの際には〕

献立確認書でアレルギーとなる食品が含まれていないか再度確認します。

(ただし、給食センター対象校で食物アレルギー対応食を提供されている児童生徒は、基準食(おかず)のおかわりはありません。)

校長	教頭	教務	学年主任	担任

補欠授業計画

年 月 日() 年 組 担任名

1	教科名	補欠	授業計画	備考
2				
3				
4				
給食		アレルギー食対応児童の有無(有・無)		
5				
6				
補給・下校				

事由	年休	職免	特休	その他
研修(出張)【 】				

児童への連絡

児童の引き継ぎ事項(アレルギー・健康・発達等)

※補欠・内容・進め方について、学年主任、同学年担任、教務主任と相談して計画を立てること。

〔担任が不在の際には〕

担任が不在の際には、補欠に入った教職員が、担任と同じ対応ができるようにします。補欠授業計画の中に「食物アレルギー対応」の欄を設け、確認できるようにします。

『補欠授業計画の一例』

給食指導の際に、配慮する児童生徒がクラスにいるのが一目で分かるようにしておきます。

給食喫食後に体調不良を訴える場合もあるので、昼休みや5校時目等も含めて体調の管理に留意します。

学年・組	年 組	担 任
氏 名	ふ り が な □□ □□	性 別 生年月日 年 月 日 生

1. 食物アレルギー
小麦・大麦・ナッツ類 → ※学校対応の内容→除去食で対応(パンは持参)

※現在までの状況
○年○月○日 運動誘発と思われるアレルギー症状→保護者連絡→アレロック服用後帰宅

連絡先	母携帯	090-123-4567	主治医	〇〇 病院 〇〇〇 医師
連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇			

担 任

保護者連絡

①母 090-123-4567
②父 090-789-1011
③自宅 022-111-2222

主な症状

咳・かゆみ・蕁麻疹
喉がチクチク

養護教諭

応急処置(指示書)

①メブチンエアー吸入
②アレロック
③エビペン(ランドセル)
※AED 準備

養護教諭

個人管理ファイル持参

教 頭

119番 通報

★2F職員室前からAEDを持ってくる()
★記録する()
★救急車の誘導に校門に1名向かう()

写 真



① 救急です。

② △△小学校です。住所は、〇区〇 〇丁目〇-〇です。

③ ○年生男子が給食を食べた後、〇〇〇の状態です。
(※エビペンの処方や使用の有無を伝える)

④ 私は、△△小学校〇〇です。電話番号は、
〇〇〇-〇〇〇〇です。校門から職員が誘導します。

〔緊急時には〕

文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」(平成27年3月)においても、児童生徒ごとの「個別の取組プラン」の作成の必要性が明記されています。

個々の児童生徒に対して必要な取組を作成し、緊急時には全職員で迅速に対応できるようにしておくことが大切です。プランの作成だけでなく、校内研修等を通して、緊急時の動きの確認をすることが大切です。

←『個別の取組プランの一例』

食物アレルギーの症状や対応は、児童生徒により異なります。学校は、保護者と情報を共有しながらプランを作成します。

(4)教室(本人)の チェック

☑教室に掲示された献立確認書を見て、今日の給食で食べられるものと食べられないものをチェックします。

担任は、食物アレルギーを有する児童生徒に対して、保護者及び養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等と連携をとり、児童生徒の発達段階に応じて、保健指導、栄養指導、生活指導を行い、食品を見分ける・自らの症状を理解する等の自己管理能力を育成します。

○自分は何に食物アレルギーがあるのかを知っている。献立確認書で確認できる。

○年○組 児童生徒氏名 ○○○○さん		○月 献立確認書			毎月19日は 食育の日	例 仙台市○○小学校
日	曜日	こんだてめい	おもしろくひんとはたらき			家庭から
			おもしろくひんとはたらき	おもしろくひんとはたらき	おもしろくひんとはたらき	
		きのグループ	あかのグループ	みどりのグループ		
1	水	ちゅうかおこわ ぎゅうにゅう コーンいりたまごスープ⇒たまご抜き きょうじしよくゼリー	ごはん もちごめ ごまあぶら さとう パンこ こむぎこ あぶら でんぶん	とりにく ぎゅうにゅう ししやも たまご ハム	にんじん たけのこ ごぼう グリーンピース こまつな	
2	木	小ココアパン ぎゅうにゅう スパゲッティミートソース (だいずいり) いすープ グレープフルーツ				
～除去食の提供がある～ 「卵を抜いたスープを食べるんだな。」						
20	月	しょうパン ブルーベリージャム めだまやき⇒鶏肉の塩焼き しろいんげんまめのポタージュ ミニトマト	じゃがいも バター	ぎゅうにゅう たまご いんげん チーズ クリーム	パセリ たまねぎ トマト	
21	火	おでん ～代替食の提供がある～ 「目玉焼きの代わりは、鶏肉の塩焼きだ。」			しょうが なめこ みつば キャベツ きゅうり レモン	
22	水	アーモンドいりやさしいため 小きんとときまめパン ぎゅうにゅう だいずとこさかなのまるごとあげ けんちんうどん ひじきいりおひたし	あまなつとう パン でんぶん カシューナッツ あぶらごま さとう うどん	ぎゅうにゅう だいず いんげん あぶらあげ ひじき	しょうが にんじん ピーマン たまねぎ キャベツ もやし	
24	金	わさごはん ぎゅうにゅう チキンカレー ポテトサラダ(マヨネーズ) ⇒マヨネーズ除去→塩こしょう味	ごはん おおむぎ あぶら じゃがいも マヨネーズ	ぎゅうにゅう とりにく チーズ	にんじん たまねぎ きゅうり どうもろこし グレープフルーツ	
28	火	ごはん ぎ やさししや あまなつ			にんじん さやいんげん	
29	水	ごはん ぎ にくどう だいこん			ねぶたけ えのきたけ にんにく しょうが だいこん レモン メロン	
30	木	メロンパン 一代替のものの持参をお願いします。 ぎゅうにゅう どうふハンバーグでりやきソースがけ ミネストローネ コーンのサラダ	でんぶん じゃがいも あぶら	ぎゅうにゅう どうふ たまご とりにく すけそうだ ら ベーコ ン いんげんまめ	たまねぎ にんじん ブロッコリー キャベツ にんにく どうもろこし ヤングコーン きゅうり	パンを 持たせませす
31	金	ごはん ぎゅうにゅう みそめ きのこじる きりぼしだいこんのいりに				
～除去食・代替食の提供がない～ 「パンは家から持ってきたものを食べるんだな。」						

仙台市立○○学校長 様

○月の食物アレルギーの献立については、上記献立確認書のとおりとすることについて承認いたします。

○年○組 保護者名

～対応の必要のない日も～

「今日は、みんなと同じもので大丈夫だな。お母さんとチェックしたもん。」

○献立確認書と異なる場合は、担任（教職員）に伝える。

「先生、私の給食のスープは卵抜きですけど、卵が入っています。」



○具合が悪くなったら、すぐに先生に伝える。

－ どのような症状か －

- ・ のどが痛い
- ・ せきがでる
- ・ 息が苦しい
- など



－ いつから具合が悪いか －

- ・ ○○○を食べてから
- ・ 給食を食べ終わってから
- ・ 昼休み中に
- など



○飲み薬や塗り薬を持参している場合は、その管理をする。

－ 保管場所はどこかがわかる －

常に決まった場所に保管する。



例) ランドセルの中
(どのポケットか)

－ いつ飲む(塗る)のかがわかる －

- ・ 食前
- ・ 食後
- ・ 誤って食べた時
- ・ 症状が出た時 など



・・・自己管理能力の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

最初に必要なのは、自分のアレルギーを認識することです。ある食品を食べると体に異常な反応が出ることを知り、そのものを口にしないようにします。また、学校給食では献立に使用されている食品を調べて、食べない又は量の加減をするといった自分の健康状態に応じた摂取の仕方ができるようになるための指導をしていきます。さらに、友達から勧められたときに、きちんと断り、理由も話せるようにします。

例えば、友達の家でおやつを勧められたら・・・

- ◆「卵は入っていませんか？卵のアレルギーがあって、食べると息が苦しくなるんです。」
- ◆「家からお茶を持ってきました。オレンジジュースを飲むとじんましんがでるんです。」



(5)教室(友達)のチェック

☑食に関する指導の全体計画に食物アレルギーの指導を位置付け、児童生徒の発達段階に応じて、周囲の児童生徒にも食物アレルギーについて指導します。

周囲の児童生徒へ指導する際には、食物アレルギーを有する児童生徒の保護者から理解を得て、指導するなどの配慮が必要です。

<指導内容(例)>

- 食物アレルギーは好き嫌いではなく、疾患の一つであること。
- 対応食が提供されている理由。家庭から持参している理由。
- 自分にとっては何でもない食べ物が人によっては生命に関わること。等



<周囲の児童生徒への指導により>

- 「〇〇さんだけ、特別だ。」「〇〇さんだけ、ずるい。」など、差別や偏見を持つことがなくなります。
- 「〇〇さん、献立に印が付いているよ。」など、給食当番も食物アレルギーを有する児童生徒に対して、理解のある声掛けができるようになります。



献立確認書掲示の例



給食当番も一緒に確認

ヒヤリハット！

アレルギー対応食の提供を受けている場合、おかわりはできない約束をしていたが、おかわりをもらっていた。周囲の友達が、「〇〇さん、だいじょうぶ？」と声を掛けておかわりを食べずにすんだ。

周囲の児童生徒の食物アレルギーへの理解が、アレルギーを有する児童生徒への誤配や誤食を防ぐ場合もあります。児童生徒の発達段階に応じた指導をすることも必要です。

周囲の児童生徒への指導の必要性

食物アレルギーという疾患に対して、差別や偏見を持つことなく、周囲の児童生徒が思いやりを持って接することができるようにするためには、食物アレルギーの正しい知識を身に付けさせることが必要です。

食に関する指導の全体計画に食物アレルギーの指導を位置付け、児童生徒の発達段階に応じて、指導します。

<学級での指導>



教育活動全体を通じてあらゆる場面で、同じ学級の友達として、どんなことが大切かを話し合います。担任は、みんなが気持ちよく過ごせるように、応援できる学級体制作りを心掛けます。心ない声掛けをする子がいた場合など、機会を逃さず指導することが大切です。

<学校全体での指導>

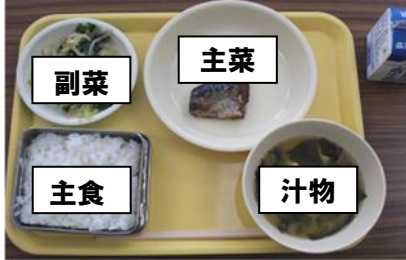
学校は、全ての子どもたち一人一人が安心できる場でなくてはなりません。食べることを強要したり、本人の訴えを無視して勧めたりしないよう指導します。食物アレルギーは、好き嫌いとは異なること、疾患として食物が関わる場合もあることを指導します。

食に関する指導計画への位置付け 「仙台市食に関する指導の手引 第二次改訂版」より

- 食物アレルギーに関する指導を、食に関する指導の全体計画や年間指導計画に位置付け、全学年の特別活動等で指導することを明記する。
- 給食時間や学級活動等において、学年に応じた指導を計画的に行う。

指導内容（身に付けさせたい力）		
小学校		
低学年	中学年	高学年
○食物アレルギーについて知ろう。 ・自分や友だちが食べることでできない食品を知る。 ・誤食した時に、知らせることができる。 （食品を選択する能力）	○食物アレルギーを理解しよう。 ・自分や友だちが食べることでできない食品を確認できるようにする。 ・食品表示とは何かを知る。 （食品を選択する能力）	○食物アレルギーの症状と対応方法を知り食物アレルギーの理解を深めよう。 ・給食だけでなく、日常生活において、自ら食物アレルギーの原因となる食品を除去したり、疑いのある食品を除去したりすることができるようにする。 ・友達の食物アレルギーを理解し協力することができる。 （食品を選択する能力）
中学校		
○食物アレルギーの症状や対処方法について正しい知識を持ち、配慮できるようにしよう。 ・食物アレルギーの原因となる食品を除去することができるようにする。 ・エピペン®の使い方を理解する。 ・友達の食物アレルギーを理解し協力することができる。 （食品を選択する能力）		

2 学級担任による給食時間の指導例 <小学校>

	学級担任	児 童	給食当番
準備 10分 15分	① 机上の整理, 換気, 手洗いの指導をする。 ② 給食当番の健康観察(健康観察カードへ記入) ③ 配膳室等につき添い, 給食を運搬する。 ④ 盛り付ける配食量・配膳を指示, 指導する。	・机上の整理をする。 ・グループをつくる。 ・ランチョンマットを敷く。 ・手を洗い静かに待つ。 ・自分が食べられる量を申告する。	・身支度, 手洗い。 ・衛生・健康チェックを受ける。 ・安全に運搬する。 ・配食する量を確認し, 盛り付ける。 
	○アレルギー等の対応が必要な児童がいる場合には, 献立表等でアレルギー等対応の有無を確認する。 ○対応食の受け取りは誤配食がないように 児童のみではなく, 担任等の教職員が対応する。		
食事 25分 30分間	⑤ 感謝の気持ちを持たせ, 挨拶する。 ⑥ 配食されたおかずの量を確認し, 担任が配食する。※減らし過ぎている児童へ追加で配食する。 ☆給食指導のワンポイント☆ ・献立を復唱させ献立名を学ばせる。(低学年) ・主食・主菜・副菜等を確認させる。(中・高学年) 	・給食を作ってくれた人や給食当番に感謝をして, 「いただきます」をする。 ・今日の献立を知らせ, 配食された量を確認する。 日直「今日の献立は, むぎごはん」児童「むぎごはん」 日直「ひじきのいために」児童「ひじきのいために」・・・ 担任「今日の主食は何ですか。」児童「ご飯です。」 担任「主菜は何ですか。」児童「秋刀魚の塩焼きです。」・・・ ※朝食等でも主食・主菜・副菜の3つがそろっていたかなど確認し, 日頃から意識付けさせる。 担任が給食の食材の産地や料理について「ひとロメモ」を読んで補足説明をしたり, 「給食クイズ」を出したりして, 児童へ今日の給食について関心を持たせる。 給食の時間は, 年間約180回の指導の時間です。食育の観点から, 正しい食事のマナーや食生活の指導の場ととらえて, 指導するようにします。 <主な食事のマナー> ☆ 箸などを正しく使い, 正しい姿勢で食べる。 ☆ 明るい話題を選び, 楽しく食べる。 ☆ 口にものを入れたまま話さない。 ☆ むやみに席を立たない。 児童の間を回りながら, 食品の栄養素について話したり, 苦手な食べ物に少しでもチャレンジできたことを賞賛したりする。 「野菜にもチャレンジできたね。」「おかずと一緒に食べると今度はご飯がもっとすすむよ。」・・・	
	○アレルギー対応の児童がおかわりをする場合には, 献立表等でアレルギーが含まれていないか確実に確認すること。 (ただし, 給食センター対象校でアレルギー対応食を提供されている児童はおかわり(おかず)できない。)		
食後 10分	⑦ 感謝の気持ちを持たせ, 挨拶する。 ⑧ 下膳の際に, 児童に声を掛ける。 ⑨ 配膳室につき添い, 食器, 食缶を返却する。(担任が率先して挨拶をする。) ⑩ 下膳後, 手を洗う。	・給食を作ってくれた人や当番に感謝をして, 「ごちそうさま」をする。 ・教室全体を見渡し, 汚れがあればきれいにする。	・「ごちそうさまでした」「おいしかったです」など挨拶をして, 食器や食缶を配膳室に返却する。
	○アレルギー対応児童の食後の健康状態を観察すること。 ※対応していない児童が食物アレルギーを発症する場合もある。		

第4章

災害時の対応について

災害時には、アレルギー症状を引き起こすリスクが増えるほか、食物アレルギーを有する児童生徒が必要な支援を十分に受けられない可能性があるため、積極的な支援が必要です。

災害時に起こりうる問題点を事前に把握し、対応の準備を行っておくことが大切です。



1 食物アレルギーを有する児童生徒への災害時の対応

平成23年3月11日に起きた東日本大震災では、避難所での生活を強いられ、生活に大変苦労された食物アレルギーを有する児童生徒やその御家族が数多くいました。

学校は避難所になることもありますので、そうした児童生徒へも配慮できるよう災害時の対応について、事前に確認と準備をしておく必要があります。

<災害時に起こりうる問題点>

食物アレルギーを有する児童生徒やその御家族においては、次のような問題が起こり得ます。

○ 炊き出し時における食物アレルギーの原因となる食品の誤食

食物アレルギーを有する人は、通常の非常食を食べることができない場合もあることを十分に理解しておく必要があります。

<仙台市備蓄食料>

アルファ米・アルファ粥・ようかんは、アレルギー疾患に配慮したものとなっています。
※クラッカーはアレルゲンフリーではありません。

<支援物資>

避難所に支援物資が届いた場合には、アレルギーの原因となる食品が含まれている場合もあるので、注意が必要です。



○ 食物アレルギーに対する周囲の理解不足

食物アレルギーは決して好き嫌いではありません。食物アレルギーを有する児童生徒やその御家族が避難先でも理解してもらえるように、教職員は、避難所自治会の方などに話して協力を得られるようサポートすることが大切です。



○ アナフィラキシー時の対応の遅れ

緊急時には、保護者と連絡をすぐにとることができない場合が考えられます。内服薬やエピペン®の保管場所など、普段から確認をしておくことが大切です。

また、学校の緊急持ち出し袋の場所や内容などの確認も、普段から行っておくようにします。



○ アレルギー対応食品の不足

保護者の方は、万が一に備えて個人の非常食の備え（自助）をしていることが考えられますが、災害によりそれを取りに行くことができない場合なども十分に考えられます。

食物アレルギー疾患について自治会等とも情報交換を図りながら、共助・公助の観点からも備蓄内容や緊急時の対応などについて確認を行っておくことが大切です。

『災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット』

本パンフレットは、平成23年の東日本大震災をきっかけに作成されたものです。

災害に備えた講習会のほか、日頃から災害時に備えて、災害時には避難所などで手元に置いて、活用いただくのに有用なパンフレットとなっています。

また、避難所などで掲示できる、わかりやすい啓発ポスターも作成されています。



「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」（日本小児アレルギー学会 平成29年11月改訂）より転載
https://www.jspaci.jp/assets/documents/saigai_pamphlet_2021.pdf (参照年月: 令和7年3月)

災害時アレルギー対応

食物アレルギーのこどもへの対応

困ったことがあったら遠慮せず行政の方等に相談しましょう。

原因食物を食べないようにしましょう

「くるみ」が追加

1) アレルギー表示を確認しましょう

“鶏卵・乳・小麦・ピーナッツ、ソバ、エビ、カニ”は使用されていれば必ず原材料に表示されるので、確認しましょう。しかし、これ以外の食物は必ずしも表示されないので、注意しましょう。

2) 炊き出しで確認しましょう

原因食物が調理に使用されていないか、確認しましょう。しかし、大量調理なので少量混入は避けられないものと考えましょう。

3) 食べ物をもらっても、家族などに相談してから食べるように教えましょう

善意で食べ物をこどもに与える場合があります。必ず保護者が内容を確認してから食べることを、こどもに教えましょう。

4) 食物アレルギーがあることを周囲に知らせましょう

胸に「〇〇アレルギーあり」と書いたシールを貼るなどして、周囲の人に食物アレルギーがあることを分かりやすく伝えて、誤食事故を防ぎましょう。また、行政の方にアレルギーがあることを伝えて、支援が受けられるように早めに相談しましょう。



症状がでたら助けを求めましょう

以下の症状はすべて重い症状です。

一つでも現れたら、大きな声で助けを求め、早く医師に診せましょう。

本人のエピペン[®]があれば、速やかに打ちましょう。

全身の症状	唇や爪が青白い、脈を触れにくい・不規則、意識がもうろうとしている、ぐったりしている、尿や便をもらす
呼吸器の症状	のどや胸が締め付けられる、声がかすれる犬が吠えるような咳、持続する強い咳込み、ゼーゼーする、呼吸、息がしにくい
消化器の症状	繰り返し吐き続ける、持続する強いおなかの痛み

災害時のこどものアレルギーに関する相談窓口(無料)

▶メール相談: sup_jasp@jspaci.jp



日本小児アレルギー学会

ホームページ URL: <http://www.jspaci.jp/>

「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」(日本小児アレルギー学会 平成29年11月改訂)より転載(一部改変)
https://www.jspaci.jp/assets/documents/saigai_pamphlet_2021.pdf (参照年月: 令和7年3月)

避難所におけるアレルギー対応 (行政担当者用)

アレルギー患者は避難所などで困っています。
行政・管理者側から積極的に援助してください。
ぜんそく発作やアナフィラキシーを発症したときには、速やかに医療を受けられるようにしてください。

◆ぜんそく患者のために

- ・発作の原因（ホコリ、ダニ、ペット、煙、がれきなどの粉塵等）を吸い込むことを避けることが大切です。避難所における生活環境の管理・改善に配慮してください。
- ・発作を予防する長期管理薬を普段から使用することが大切です。電動の吸入器が必要な場合もあります。このような場合には、優先的に電源を使用できるようにしてください。

◆アトピー性皮膚炎患者のために

- ・普段から皮膚を清潔に保つことが大切です。可能な限り早く、1日1回できれば石けんを使って、シャワーや入浴ができるようにしてください。
- ・その外見から、心ない言葉をかけられたり、偏見を持たれたりすることがあります。薬を塗るときや着替えるときに、周囲の目に触れない場所でできるようにしてください。

◆食物アレルギー患者のために

- ・アレルギー対応食やアレルギー用ミルクなどの支援物資を一般支援と区分し、患者に渡るように管理のルールを決めてください。
- ・アレルギー対応食は食物アレルギー患者に優先配布してください。
- ・炊き出しでは、鶏卵・牛乳・小麦などアレルギーの頻度の多い食材を使用しない調理をしてください。また、食べられるものを優先配布してください。
- ・心ない言葉をかけられたり、支援が受けられなかったりします。避難所における食物アレルギーの啓発・周知をしてください。

災害時のこどものアレルギーに関する相談窓口(無料)

▶メール相談: sup_jasp@jspaci.jp



日本小児アレルギー学会

ホームページ URL: <http://www.jspaci.jp/>



「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」(日本小児アレルギー学会 平成29年11月改訂)より転載
https://www.jspaci.jp/assets/documents/saigai_pamphlet_2021.pdf(参照年月:令和7年3月)

災害時アレルギー対応

アレルギーのこどものために

食物アレルギー、ぜんそく、アトピー性皮膚炎などのこどもたちは、避難所などの食事や環境によって病気が急に悪化することがあります。

◆食物アレルギーのこどもがいたら行政担当者に知らせ、アレルギー対応食の支援を受けてください。

必要な除去食の内容（例：卵と小麦はダメ）やアドレナリン自己注射薬（エピペン®）を携帯してしていることなどの情報を行政担当者に伝えてください。



アレルギー用

◆アレルギーの原因となる食物、ほこり、ペットを避けましょう。



- ・支援食配給時、食物アレルギーのこどもに配慮をお願いします。
- ・炊き出しなどで調理に使っている食材を詳しく伝えましょう。
- ・マスクなどでほこり、煙、粉塵を避けて、ペットは室外で避難させましょう。

◆治療に必要な電源や水、スペースを優先して使用させてください。

- ・ぜんそく患者は電動の吸入器を毎日使用することがあります。
- ・毎日の清拭（ぬれタオルでやさしくぬぐうこと）やシャワーは、アトピー性皮膚炎の治療に必要です。



◆ぜんそく症状やアナフィラキシーがあるときには、すみやかに診察を受けましょう。

- ・ぜんそく：強い咳き込みやゼーゼーする呼吸がある場合。
- ・アナフィラキシー：食後に、急に咳き込み始めたり、強い腹痛や繰り返す嘔吐がみられた場合。エピペン®はなるべくその場で使用しましょう。



災害時のこどものアレルギーに関する相談窓口（無料）

▶メール相談：sup_jasp@jspaci.jp

日本小児アレルギー学会

ホームページ URL：http://www.jspaci.jp/



資料

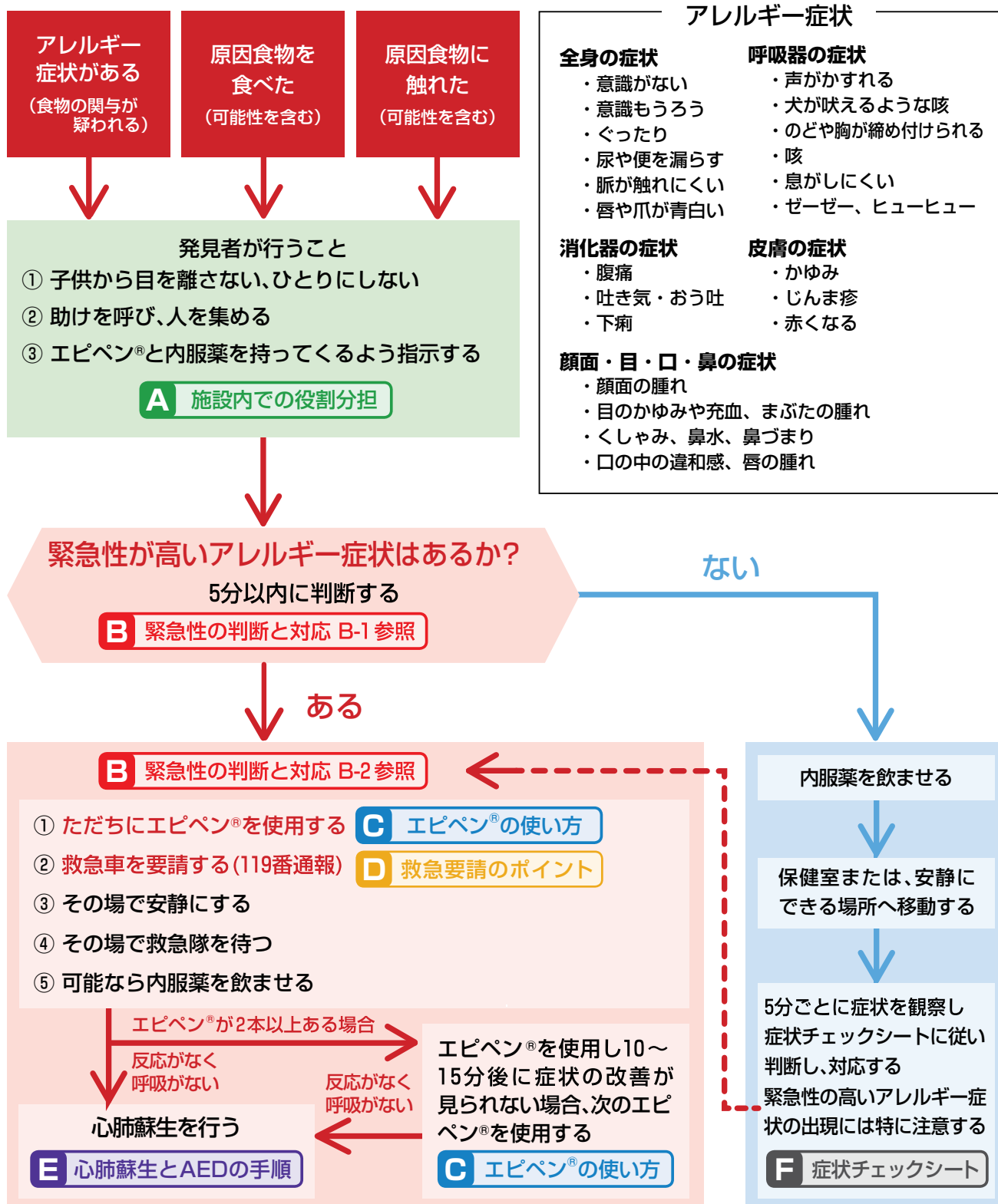
○『食物アレルギー緊急時対応マニュアル』

○ Q&A 集

○ 事故事例集

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順



◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う

管理・監督者（園長・校長など）

- ☐ 現場に到着次第、リーダーとなる
- ☐ それぞれの役割の確認および指示
- ☐ エピペン[®]の使用または介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

発見者「観察」

- ☐ 子供から離れず観察
- ☐ 助けを呼び、人を集める（大声または、他の子供に呼びに行かせる）
- ☐ 教員・職員 A、B に「準備」「連絡」を依頼
- ☐ 管理者が到着するまでリーダー代行となる
- ☐ エピペン[®]の使用または介助
- ☐ 薬の内服介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

教員・職員 A「準備」

- ☐ 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を持ってくる
- ☐ エピペン[®]の準備
- ☐ AEDの準備
- ☐ 内服薬の準備
- ☐ エピペン[®]の使用または介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

教員・職員 B「連絡」

- ☐ 救急車を要請する（119番通報）
- ☐ 管理者を呼び
- ☐ 保護者への連絡
- ☐ さらに人を集める（校内放送）

教員・職員 C「記録」

- ☐ 観察を開始した時刻を記録
- ☐ エピペン[®]を使用した時刻を記録
- ☐ 内服薬を飲んだ時刻を記録
- ☐ 5分ごとに症状を記録

教員・職員 D～F「その他」

- ☐ 他の子供への対応
- ☐ 救急車の誘導
- ☐ エピペン[®]の使用または介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！

◆迷ったらエピペン®を打つ！ ただちに119番通報をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- ☐ 持続する強い（がまんできない）
お腹の痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエピペン®を使用する！

→ **C** エピペン®の使い方

② 救急車を要請する(119番通報)

→ **D** 救急要請のポイント

③ その場で安静にする(下記の体位を参照)

立たせたり、歩かせたりしない！

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

◆ エピペン®を使用し10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する(2本以上ある場合)

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う → **E** 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

保健室または、安静に
できる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する
緊急性の高いアレルギー症状の
出現には特に注意する

F 症状チェックシート

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け
エピペン[®]を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ

“ダー” で握る!

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン[®]の先端
(オレンジ色の部分)を軽くあて、
“カチッ”と音がするまで強く押し
あてそのまま5つ数える

**注射した後すぐに抜かない!
押しつけたまま5つ数える!**

⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン[®]を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、
マッサージする

介助者がある場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を
しっかり抑え、動かないように固定する

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中 (A) よりやや外側に注射する

仰向けの場合



座位の場合



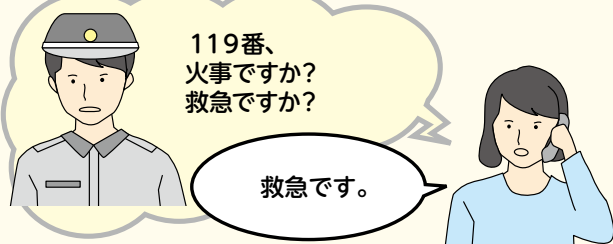
D

救急要請（119番通報）のポイント

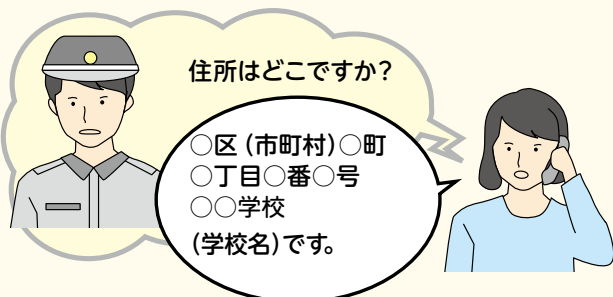
◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



①救急であることを伝える

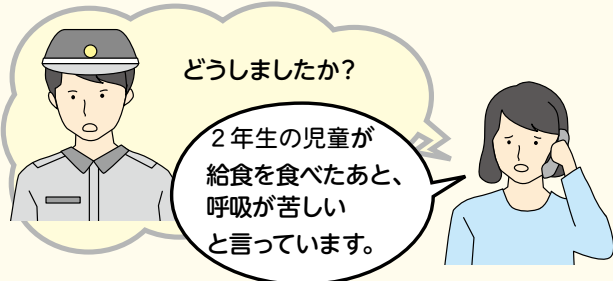


②救急車に来てほしい住所を伝える



住所、施設名をあらかじめ記載しておく

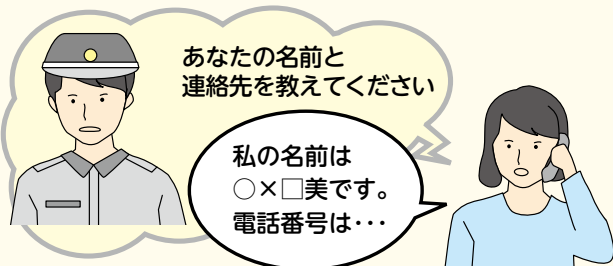
③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える



エピペン[®]の処方やエピペン[®]の使用の有無を伝える

④通報している人の氏名と連絡先を伝える

119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える



※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることがある

- ・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- ・その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける

①反応の確認

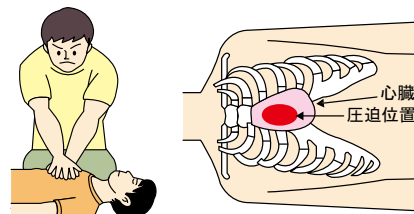
肩を叩いて大声で呼びかける
乳幼児では足の裏を叩いて呼びかける

反応がない

②通報

119番通報とAEDの手配を頼む

【胸骨圧迫のポイント】



- ◎強く（胸の厚さの約1/3）
- ◎速く（100～120回/分）
- ◎絶え間なく（中断を最小限にする）
- ◎圧迫する位置は「胸の真ん中」

③呼吸の確認

10秒以内に胸とお腹の動きを見る

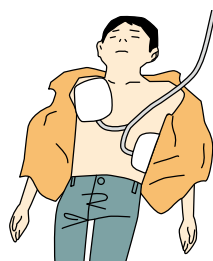


【人工呼吸のポイント】

- 息を吹きこむ際
- ◎約1秒かけて
- ◎胸の上がりが見える程度

普段通りの呼吸をしていない

※普段通りの呼吸をしているようなら、観察を続けながら救急隊の到着を待つ



【AED 装着のポイント】

- ◎電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する
- ◎電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等でふき取る
- ◎6歳くらいまでは小児用電極パッドを貼る。なければ成人用電極パッドで代用する

④必ず胸骨圧迫！ 可能なら人工呼吸！

30:2

ただちに胸骨圧迫を開始する
人工呼吸の準備ができ次第、可能なら人工呼吸を行う



【心電図解析のポイント】

- ◎心電図解析中は、子供に触れないように周囲に声をかける

⑤AEDのメッセージに従う

電源ボタンを押す
パッドを貼り、AEDの自動解析に従う



【ショックのポイント】

- ◎誰も子供に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す

◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する

◆ の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン[®]を使用する

(内服薬を飲んだ後にエピペン[®]を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻(時 分) 内服した時刻(時 分) エピペン[®]を使用した時刻(時 分)

全身の
症状

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

呼吸器
の症状

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸

- ☐ 数回の軽い咳

消化器
の症状

- ☐ 持続する強い(がまんできない)
お腹の痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

- ☐ 中等度のお腹の痛み
- ☐ 1～2回のおう吐
- ☐ 1～2回の下痢

- ☐ 軽いお腹の痛み (がまんできる)
- ☐ 吐き気

目・口・
鼻・顔面
の症状

- ☐ 顔全体の腫れ
- ☐ まぶたの腫れ

- ☐ 目のかゆみ、充血
- ☐ 口の中の違和感、唇の腫れ
- ☐ くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の
症状

- ☐ 強いかゆみ
- ☐ 全身に広がるじんま疹
- ☐ 全身が真っ赤

- ☐ 軽度のかゆみ
- ☐ 数個のじんま疹
- ☐ 部分的な赤み

上記の症状が
1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ①ただちにエピペン[®]を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静を保つ
(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

B 緊急性の判断と対応 B-2参照

ただちに救急車で
医療機関へ搬送

- ①内服薬を飲ませ、エピペン[®]
を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する
(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、
5分ごとに症状の変化を観
察し、 の症状が1つでも
あてはまる場合、エピペン[®]
を使用する

速やかに
医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごと
に症状の変化を観察し、症状
の改善がみられない場合は医
療機関を受診する

安静にし、
注意深く経過観察

緊急時に備えるために

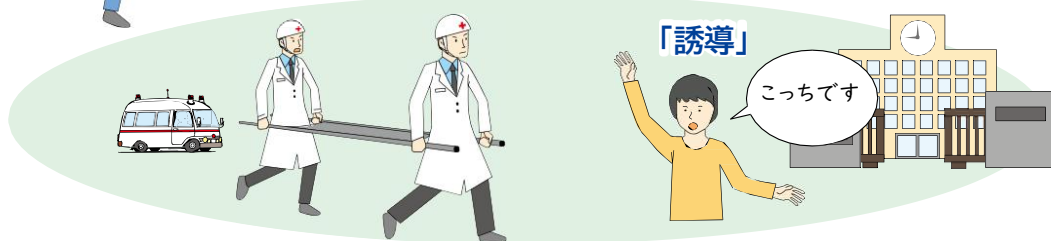
本マニュアルの利用にあたっては、下記の点にご留意ください。

- ☆ 学校（園）では、食物アレルギー対応委員会を設置してください。
- ☆ 教員・職員の研修計画を策定してください。仙台市等が実施する研修を受講し、各種ガイドライン※を参考として校内での研修を実施してください。
- ☆ 緊急対応が必要になる可能性がある児童生徒を把握し、学校生活管理指導表や取組方針を確認するとともに、保護者や主治医からの情報等を職員全員で共有してください。
- ☆ 緊急時に適切に対応できるように、本マニュアルを活用して教員・職員の役割分担や運用方法を決めておいてください。
- ☆ 緊急時にエピペン®、内服薬が確実に使用できるように、管理方法を決めてください。
- ☆ 「症状チェックシート」は複数枚用意して、症状を観察する時の記録用紙として使用してください。
- ☆ エピペン®や内服薬を処方されていない（持参していない）児童生徒への対応が必要な場合も、基本的には「アレルギー症状への対応の手順」に従って進んでください。その場合、「エピペン®使用」や「内服薬を飲ませる」の項は飛ばして、次の項に進んで判断してください。

※各種ガイドライン

- ・「食物アレルギー対応の手引2025」（令和7年3月 仙台市教育委員会）
- ・「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月 文部科学省）
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（令和2年 公益財団法人日本学校保健会）

この食物アレルギー緊急時対応マニュアルは、仙台市教育委員会ホームページ>学校給食について>食物アレルギー対応の手引 (<https://www.city.sendai.jp/kyushokune/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kanren/kyushoku/kyushoku/allergy.html>) よりダウンロードできます。



この冊子は、東京都の許諾を得て「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」（健康安全研究センター発行）を一部改変し、引用して作成しています。【承認番号6健研健第1837号】

【発行】 令和7年3月
仙台市教育局健康教育課
電話 022(214)8882

Q & A 集

<食物アレルギーについて>

Q 1 食物アレルギーの既往のない児童生徒が、食物アレルギーの症状を起こすことはありますか？

食物アレルギーの既往のない児童生徒が、食後の運動や部活動等の運動により、じん麻疹が出たり、嘔吐したりする等の症状が現れ、救急搬送されるケースもあります。食後や部活動の際には、児童生徒の体調管理を十分に行うことが大切です。

食物アレルギーは、成長するにつれて、食べることでできるようになる食品も増える一方、今まで普通に食べていた食品で急に食物アレルギー症状を引き起こすこともあります。学校では、常に最新の情報を保護者からいただくようにします。

Q 2 乳や生卵でアレルギーがあっても、加熱すると口にすることができるのでしょうか？

食物は抗原（アレルゲン）として働く際、その食物のたんぱく質の構造と分子量が重要な要素になります。食物によって、熱を加えるとたんぱく質の構造が変化（変性）して抗原性を消失することがあります。

例えば、卵は、加熱処理するとアレルゲン性が低下し、食べることができる場合があります。ただし、アレルギー症状の個人差や加熱の状況によりしますので、注意が必要です。

牛乳は、加熱によってアレルゲン性の低下が起こりにくいので、加熱しても飲むことのできない場合がほとんどです。

Q 3 鶏卵アレルギーのある人は、鶏肉や魚卵（たらこ、いくら等）も食べられませんか？

鶏肉や魚卵は、鶏卵と原因たんぱく質が異なるため、除去する必要は基本的にはありません。

Q 4 アレルギー症状が重くなる原因食物はありますか？

そばや落花生（ピーナッツ）は、喘息発作やアナフィラキシーを発症する等、特に重篤度の高い原因食物とされています。また、近年は木の実類（くるみやカシューナッツ等）の症例数が増加しており、重篤なアレルギー症状を起こしやすい傾向にあります。

そばアレルギーを有する児童生徒がそば屋でラーメンを食べたところ、ラーメンが日本そばのゆで汁で調理されており、微量のそば粉が含まれていたため、喘息の発作がはじまった例があります。また、そばを食べた父親の吐く息で子供が発作を起こした例もあり、原因食物によっては、ごく少量でも症状を引き起こす可能性があります。

Q 5 コンタミネーション（微量混入）とは何ですか？

コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにもかかわらず、アレルゲン（アレルギーを起こす物質）が意図せず混入してしまうことです。

食品製造者は、他の製品に用いた原材料中のアレルギー物質が製造ライン上に混入しないよう当該ラインを十分に洗浄する、アレルギー物質を含まない食品から順に製造する、可能な限り専用器具を使用する等、コンタミネーション防止対策の徹底を図っていますが、その可能性を排除できない場合、注意喚起を表示することが認められています。

＜アナフィラキシー及びエピペン®について＞

Q 6 アナフィラキシーとは、何ですか？

アナフィラキシーとは、アレルゲンの原因物質に触れる、あるいは食べたり、飲んだりした後、数分から数時間以内に複数の臓器や全身に現れる激しい急性のアレルギー反応です。

アナフィラキシーによって血圧の低下や意識障害等を引き起こし、ショック状態に至ることがあり（アナフィラキシーショック）、場合によっては、生命を脅かすことがあります。

Q 7 食物依存性運動誘発アナフィラキシーの既往歴がある場合、どのような注意が必要ですか？

食物依存性運動誘発アナフィラキシーとは、原因となる食品を食べた後に運動することで症状が誘発されるものです。主なアレルゲンは、小麦、甲殻類等で、解熱鎮痛剤が発症に関与する場合もあります。症状が起きた時は、一刻も早く医療機関を受診することが必要です。

学校は、児童生徒の症状について保護者と十分に情報の共有を図り、医師の診断をもとに、昼休みの過ごし方や体育、部活動等の食後の体調管理について確認をします。

Q 8 エピペン®はどのように取り扱えばよいのでしょうか？

（保管について）

エピペン®を迅速に注射するためには、児童生徒本人が携帯・管理することが基本です。学校では、保管場所・エピペン®の有効期限を確認しておきます。

多くの児童生徒は、ランドセル（かばん）に入れています。ランドセル（かばん）の中の具体的な保管場所、また、その児童生徒のロッカーの位置も確認しておきます。校外学習等でランドセル（かばん）を使用しない時は、事前に保管場所を明確にしておく等、必要な時に確実に使用できるようにしておきます。

保護者から学校保管の依頼を受けた場合には、「医療用医薬品預り書（依頼書）」（任意様式）を提出してもらいます。

(接種について)

エピペン®は自己注射薬ですが、自分でエピペン®を打つことが難しい場合は、教職員が対応します。食物アレルギーの症状は様々です。また、児童生徒によってはエピペン®を2本以上所持している場合もあります。どのような症状が出たらエピペン®を接種するのか、医師の指示のもとに保護者と十分に確認をしておきます。

(緊急対応の確認を)

エピペン®を処方されている児童生徒が在籍している学校においては、全職員を対象に、その取扱いについての校内研修を実施してください。

校内研修を行う際は、本手引の他、下記の資料を活用し、緊急時の対応の流れを確認してください。

- ・食物アレルギー校内研修会用資料（C4 t h 書庫掲載）
- ・学校におけるアレルギー疾患対応資料（平成27年3月文部科学省作成DVD）（健康教育課貸出又は文部科学省ホームページ・YouTubeに掲載）
- ・エピペン®練習用トレーナー（健康教育課貸出）

Q9 どのような症状を起こした時に、エピペン®を打ったらよいのでしょうか？

日本小児アレルギー学会では、エピペン®が処方されている患者でアナフィラキシーショックを疑う場合、下記の症状が一つでも現れたら、使用すべきとされています。

アナフィラキシーショックは急激に症状が進む場合もあり、少なくともショックになってからエピペン®を使用したのでは遅すぎると言われています。表の中の症状がひとつでもあれば、速やかにエピペン®を使用し、エピペン®が無い場合には直ちに救急車を要請します。

また、エピペン®が2本以上ある場合、エピペン®を使用し10～15分後に症状の改善が見られない場合、次のエピペン®を使用します。

エピペン®が処方されている患者でアナフィラキシーショックを疑う場合、
下記の症状が一つでもあれば使用すべきである。

消化器の症状	・繰り返し吐き続ける	・持続する強い（がまんできない）おなかの痛み
呼吸器の症状	・のどや胸が締め付けられる ・持続する強い咳込み	・声がかすれる ・犬が吠えるような咳 ・ゼーゼーする呼吸 ・息がしにくい
全身の症状	・唇や爪が青白い ・意識がもうろうとしている	・脈を触れにくい・不規則 ・ぐったりしている ・尿や便をもらす

参照：日本小児アレルギー学会（<https://www.jspaci.jp/gcontents/epipen/>）

※詳細は『食物アレルギー緊急時対応マニュアル』を確認してください。

＜学校生活管理指導表について＞

Q10 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」とは、何ですか？

アレルギー疾患の児童生徒に対する取組みを進めるためには、個々の児童生徒について症状等の特徴を正しく把握することが前提となります。

「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」とは、個々の児童生徒についてのアレルギー疾患に関する情報を主治医に記載してもらい、保護者を通じて学校に提出してもらうもので、学校で対応が必要な情報を把握し、具体的な取組みにつなげるために活用することを想定しています。

Q11 保護者から、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出していないにもかかわらず、食物アレルギーの対応を依頼された場合はどうしたらよいでしょうか？

食物アレルギーを有する児童生徒に関しては、医師の診断のある児童生徒のみが学校での配慮や取組みの対象になります。保護者の自己申告や幼少期の診断結果では過剰な食物除去となる可能性がありますので、給食等に特別な配慮を求める保護者の方で、学校生活管理指導表の提出が無い方には、適切な診断を受けることと学校生活管理指導表の提出を促してください。

＜学校給食について＞

Q12 保護者から除去食の提供をお願いされましたが、除去食品が多くて対応できない場合はどうしたらよいでしょうか？

対象児童生徒のアレルギー症状が重く、医師から指示された除去食品が多品目に渡る場合や、設備や作業の関係で提供が難しい場合には、家庭から弁当を持参していただくことになります。

また、アレルギーの症状が重くない場合には、抗アレルギー剤の内服を続けることにより、給食を食べられることもあります。保護者と対応についてよく話し合い、できることから対応を行います。

なお、食物アレルギー対応食提供内容を変更する場合には、学校から一方的に変更を伝えるのではなく、保護者の意向を確認した上で変更します。

Q13 献立確認書と一緒に配付する詳細献立表や成分表とは何ですか？

「詳細献立表」とは、料理ごとに使用される食品や量が明記された献立表です。家庭に配付する予定献立表だけでは、アレルギーの原因となる食品がどのおかずに使われているのか分からない場合があります。

「成分表」とは、メーカーから提供された加工食品の内容成分が明記された表です。詳細献立表だけでは、食品工場で作られた加工食品や調味料等に食物アレルギーの原因となる食品が使われているか分かりません。食物アレルギーの程度が重く、少しでも混入しているものは食べることのできない児童生徒の場合は、この成分表での確認が必要となります。

「詳細献立表」と「成分表」は、保護者の希望に応じて配付します。アレルギーの程度により、保護者が必要性を判断し、「食物アレルギー対応食等実施申請書」に希望の有無を記載してもらいます。

Q14 校内で誤配や誤食が起きてしまった場合は、どのように対応すればよいでしょうか？

食物アレルギーを有する児童生徒に対し、アレルギーを含む給食を誤って提供してしまった場合等は、『食物アレルギー緊急時対応マニュアル』に沿って適切に対応するとともに、該当児童生徒の保護者へ連絡し、状況を説明してください。

また、児童生徒の症状の有無や喫食の有無に関わらず、誤配や誤食があった場合は速やかに健康教育課へ報告をしてください。校長主導で対策を検討し、校内で全職員に事例を共有し、再発防止策を徹底してください。

事故事例集

食物アレルギーを有する児童生徒が原因食品を誤食することは、アナフィラキシーショックなど重篤なアレルギー症状を引き起こし、命に関わる可能性もあります。

下記の事例は、本市の学校及び給食センターにおいて実際に起きた食物アレルギーに関する事故です。各事例を教訓とし、事故防止に役立ててください。

事例 1 調理作業時の確認漏れ

概要

給食センターで対応している小麦アレルギーの児童 2 名について、本来小麦を使用しない B 献立「ジャガイモのミートソースがけ」を提供すべきところ、別の児童用の小麦を使用した A 献立「スパゲッティミートソース」を誤って提供し、喫食した児童 1 名は呼吸困難等を伴うアナフィラキシーショックを起こし、もう 1 名は腹痛を訴えた。

原因

食物アレルギー対応食として A 献立「スパゲッティミートソース」と B 献立「ジャガイモのミートソースがけ」を用意すべきところ、B 献立は本来 3 人分必要であったが、B 献立 1 食が 3 日間続いていたことから、当日も 1 食のみと思い込み、専用容器の分類作業時に B 献立を 1 人分のみ用意し、残りを A 献立に分類してしまった。

調理済献立を配食する際、複数人で確認をしていたが、対象児童名とその児童用の容器との一致を確認するのみで、調理済みの献立が A 献立か B 献立かの確認を行っていなかった。

また、人事異動等の班編成の変更により、業務の引継ぎ等が不足していた。

再発防止策

配食表との照合等、確認時は常に複数人で、声掛け・指差し確認を行う。

調理マニュアルを見直し、各作業工程に係る確認方法について、具体的な作業行動等を明記する。

班編成に異動が生じた際、業務引継ぎや事前教育、研修を徹底する。

事例2 職員間での情報共有不足

概要

デザートを選択が可能なセレクト給食において、小麦アレルギーの児童が「チョコムース」（小麦を含まない）を選択していたが、教室に掲示していた児童用の献立確認書には「ホワイトチョコムース」（小麦を含む）と記載されていたため、学級担任が「チョコムース」を「ホワイトチョコムース」に取り替え、喫食した児童が帰宅後にじん麻疹を発症し、入院に至った。

原因

事前の保護者と学校栄養職員の面談後、「チョコムース」ではなく誤って「ホワイトチョコムース」の記載がなされていたことに気付いた保護者より指摘があり、学校栄養職員が献立確認書を訂正して保護者へ渡したが、児童のクラスに配付した献立確認書は訂正しなかった。

当日、クラスへ配付したデザート希望一覧表には、当該児童の欄は「チョコムース」に印が付されていたが、学級担任は違いを確認することなく、クラスに掲示された献立確認書に記載されたまま、「ホワイトチョコムース」に取り替えてしまった。

再発防止策

保護者との献立内容確認のための面談時には、学校栄養職員だけではなく学級担任も同席し、複数人での確認を徹底するとともに、職員全体で情報を共有する。

学級担任は、当日配付された資料が献立確認書と異なっていた場合は、必ず確認をする。

給食後、児童生徒が体調不良を訴えた場合には、アレルギー症状を前提に危機対応を行う。

事例3 センター対象校での確認漏れ

概要

同一の配送トラックで配送している A 校と B 校の食物アレルギー対応食を取り違え、給食センター配送員が A 校に B 校分を、B 校に A 校分を誤って配送した。

A 校、B 校の搬送パート職員も誤りに気付かずそれぞれ異なる学校分を受け取り、A 校での配膳時に取り違いが発覚した。

原因

給食センター配送員が配送車両に食物アレルギー対応食用のコンテナを積載する際、配置を誤り、併せて、コンテナ表面に貼り付けてある学校名の確認を失念した。

学校への受け渡し時、A 校及び B 校のいずれも、学校名・氏名等の確認が十分ではなかった。

再発防止策

学校への受け渡しの際、給食センター配送員が食物アレルギー対応食用コンテナに記載の学校名を読み上げ、学校側の搬送パートと共同で確認する。

学校内では、搬送パート、担任、管理職等が複数の目で直接手渡しにより食物アレルギー対応食を確認する。

事例4 教室での確認漏れ

概要

乳アレルギーを有する児童について、食物アレルギー対応食の提供を希望しておらず、基準食のうち、アレルゲンの含まれた食品は自己除去する対応としていた。

当日の献立「どさんこ汁」にはバターが使用されており、家庭から持参した代替品を喫食すべきであったが、誤って配食し、完食後に児童からの申し出により発覚した。

原因

学級担任が家庭から持参した代替品等を確認の上で、当該児童に「どさんこ汁」を配食しない取扱いとすべきところ、確認を行っていなかった。

再発防止策

食物アレルギーを有し、喫食しない献立がある児童については、学級担任等が、保護者が学校あて提出する献立確認書の内容の事前確認を徹底するほか、喫食前に学級担任が児童とともに実際の献立と献立確認書の内容を改めて確認する機会を設ける。

学校内でアレルギー対応が必要な児童を必ず特定し、当日の対応方法について認識の共有を図る。

事例5 野外活動での誤食

概要

野外活動の宿泊先において、事前に打合せをしていたアレルゲンを含まないメニューと異なるメニュー（アレルゲンを含む）が提供され、喫食後にアレルギー症状が出現した。

原因

旅行業者と宿泊先の連携不足及び当日の調理の際の確認漏れにより、代替食の準備がなされず、アレルゲンを含むメニューが提供されてしまった。

食事内容や緊急時の対応について、学校と保護者間の情報提供や共有が十分ではなかった。

再発防止策

施設及び旅行業者に正確に食物アレルギーの状況を伝え、可能な対応を確認・共有する。

食事や活動内容、緊急時の対応について、事前に保護者と相談し、児童生徒の安全を十分に確保するとともに、配食時の確認を徹底する。

緊急時の対応にあたっては、『食物アレルギー緊急時対応マニュアル』を基に、症状に応じた対応を確認する。

特に、緊急性が高いアレルギー症状の判断基準等を保護者と共有し、必要な場合には救急車の要請を行う。

< 参 考 文 献 等 >

- 「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成 27 年 3 月） 文部科学省
- 「食物アレルギーの診療の手引き 2023」 厚生労働科学研究班
- 「令和 6 年度食物アレルギーに関する食品表示に関する調査研究事業報告書」（令和 6 年 9 月）
消費者庁
- 「加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック」（令和 5 年 3 月作成（令和 6 年 3 月一部改訂））
消費者庁
- 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」（2022 年 1 月版） 東京都健康安全研究センター
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」 公益財団法人 日本学校保健会
- 「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル 小・中学校編」 公益財団法人 日本学校保健会
- 「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」（平成 29 年 11 月改訂） 一般社団法人日本小児アレルギー学会
- 「一般向けエピペン®の適用」 一般社団法人日本小児アレルギー学会
- 「わかりやすいアレルギーの手引き《2024 年版》」 一般社団法人日本アレルギー学会
- 「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック」（2021 改訂版） 独立行政法人 環境再生保全機構
- 「学校保健ポータルサイト」 公益財団法人 日本学校保健会
- 「アレルギーポータルサイト」 一般社団法人日本アレルギー学会
- 「仙台市 食に関する指導の手引 第二次改訂版」 仙台市教育委員会

監 修

宮城県立こども病院アレルギー科科長兼総合診療科部長	三 浦 克 志
森川小児科アレルギー科クリニック 院 長	森 川 み き

協 力

仙台市立寺岡中学校 P T A	会 長	鈴 木 浩 志
仙台市立泉ヶ丘小学校 P T A	会 長	瀬 戸 美 那 子

「食物アレルギー対応の手引 2025」改訂委員

仙台市立中野栄小学校	校長（委員長）	小 原 貴 之
仙台市立桂小学校	栄養教諭（副委員長）	岡 崎 博 子
仙台市立国見小学校	養護教諭	菅 原 純 子
仙台市立南中山中学校	養護教諭	高 橋 祐 佳 子
仙台市立大野田小学校	栄養教諭	近 藤 亜 水 美
太白学校給食センター	主任（栄養士）	松 本 志 穂
仙台市立六郷中学校	総括主任（栄養士）	鈴 木 裕 子

食物アレルギー対応の手引 2025

食物アレルギーを正しく理解し、適切に対応するために

令和7年3月 発行

発 行 仙台市教育委員会総務企画部健康教育課
仙台市青葉区上杉一丁目5番12号
TEL：022（214）8882（保健）
022（214）8868（給食）